

第七十六回国会 大蔵委員会議録第一号

本国会召集日(昭和五十年九月十一日)(木曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 上村千一郎君
理事 伊藤宗一郎君 理事 浜田 幸一君
理事 村山 達雄君 理事 山下 元利君
理事 山本 幸雄君 理事 佐藤 観樹君
理事 山田 耻目君 理事 増本 一彦君
理事 越智 伊平君 大石 千八君
理事 奥田 敬和君 金子 一平君
理事 鳴田 宗一君 瓦 力君
理事 小泉純一郎君 齋藤 邦吉君
理事 塩谷 一夫君 中川 一郎君
理事 野田 毅君 原田 憲君
理事 坊 秀男君 宮崎 茂一君
理事 村岡 兼造君 毛利 松平君
理事 山中 貞則君 高沢 寅男君
理事 広瀬 秀吉君 藤田 高敏君
理事 松浦 利尚君 武藤 山治君
理事 村山 喜一君 山中 吾郎君
理事 横路 孝弘君 荒木 宏君
理事 小林 政子君 坂口 力君
理事 広沢 直樹君 内海 清君
理事 竹本 孫一君

昭和五十年十月一日(水曜日)

午前十一時二十六分 開議

出席委員

- 委員長 上村千一郎君
理事 伊藤宗一郎君 理事 浜田 幸一君
理事 村山 達雄君 理事 山下 元利君
理事 山本 幸雄君
理事 大石 千八君 金子 一平君
理事 唐沢俊二郎君 鳴田 宗一君

第一類第五号

大蔵委員会議録第一号

昭和五十年十月一日

- 瓦 力君 小泉純一郎君
齋藤 邦吉君 中川 一郎君
野田 毅君 葉梨 信行君
原田 憲君 坊 秀男君
増岡 博之君 松野 頼三君
三塚 博君 宮崎 茂一君
村岡 兼造君 毛利 松平君
山崎 拓君 山中 貞則君

出席政府委員

- 大蔵大臣 大平 正芳君
大蔵政務次官 森 美秀君
大蔵大臣官房日 西沢 公慶君
本専売公社監理 大倉 眞隆君
官 横井 正美君
大蔵省主税局長 大槻 章雄君
国税庁次長 大槻 章雄君
国税庁間税部長 大槻 章雄君
委員外の出席者
日本専売公社総 泉 美之松君
裁 大蔵委員会調査 末松 経正君
室長

委員の異動

九月十九日

辞任 塩谷 一夫君 補欠選任 松野 頼三君

十月一日

辞任 越智 伊平君 補欠選任 山崎 拓君

大石 千八君 増岡 博之君

奥田 敬和君 唐沢俊二郎君

松野 頼三君 葉梨 信行君

同日

- 辞任 唐沢俊二郎君 補欠選任 奥田 敬和君
葉梨 信行君 松野 頼三君
増岡 博之君 大石 千八君
山崎 拓君 三塚 博君

九月十一日

銀行法の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外九名提出、第七十一回国会衆法第四一四号)
昭和五十年分の所得税の臨時特例に関する法律案(武藤山治君外三名提出、第七十五回国会衆法第一三三三号)
所得税法の一部を改正する法律案(武藤山治君外三名提出、第七十五回国会衆法第一四四号)
法人税法の一部を改正する法律案(武藤山治君外三名提出、第七十五回国会衆法第一五五号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(武藤山治君外三名提出、第七十五回国会衆法第一六六号)
同日
同月二十七日
酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
同月三十日
社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願(高田富之君紹介)(第二五五号)
同(岡田哲児君紹介)(第八九号)
同(竹内猛君紹介)(第一一〇号)
同(大橋敏雄君紹介)(第一七九号)
同(近江巳記夫君紹介)(第一八〇号)

庶民預貯金の減価対策に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第五六号)
公共事業の促進に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第七三三号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○上村委員長 これより会議を開きます。
この際、一言申し上げます。
先般来、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党所属の各委員に出席の要請をいたしておりますが、いまだに出席がありません。したがって、やむを得ず委員会を開会いたします。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

- 国の会計に関する事項
税制に関する事項
関税に関する事項
金融に関する事項
証券取引に関する事項
外国為替に関する事項
国有財産に関する事項
専売事業に関する事項
印刷事業に関する事項
造幣事業に関する事項
の各事項につきまして、今会期中中国政に関する調

査を行うため、議長に対し、国政調査承認要求を行うこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○上村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○上村委員長 酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。
これより両案について政府より提案理由の説明を求めます。大平大蔵大臣。

酒税法の一部を改正する法律案
製造たばこ定価法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○大平國務大臣 ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和五十年度の予算におきましては、歳出面において国民福祉の向上と国民生活の安定のための施策を積極的に推進し、また、歳入面において所得税負担の調整等を実施いたしておるところであります。これらの施策の実施に要する財源についてその多様化に留意しつつこれを確保する等の見地から、酒税の税率の調整及びたばこの小売定価の改定を行うこととしたわけであります。このため、前国会に酒税法の一部を改正する法律案等を提出し、御審議を煩わしたのであります。遺憾ながら成立を見るに至りませんでした。現行の酒税の税率及びたばこの小売定価は、昭和四十三年の改正を経て今日に至っております。酒税の税率の大部分及びたばこの小

売定価につきましては、所得水準の上昇、物価水準の変動にかかわらず定額に据え置かれておるために、税負担が相当程度低下しております。速やかに、その調整を行う必要があります。

また、御承知のように、昭和五十年年度予算は、現在すでに執行されておるのであります。酒及びたばこに係る歳入は、この調整が行われなければ、それに見合う分だけ不足することとなるのは言うまでもないわけであります。一日も早くこの事態を解消する必要があります。

このような状況に顧み、ここに再度酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案を提出いたした次第であります。以下この両法律案につきまして、順次その概要を申し上げます。

まず、酒税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

第一に、酒税の従量税率の引き上げを図ることとしたしております。

すなわち、清酒特級、ビール、ウイスキー類特級及び一級、果実酒類の一部、スピリッツ類、リキール類並びに雑酒について二〇％程度、清酒一級について一五％程度、その税率を引き上げることとしたしております。具体的に申し上げますならば、通常の容器一本当たりで、清酒特級は百十五円程度、清酒一級は四十七円程度、ビールは十五円程度、ウイスキー特級は百五十円程度、ウイスキー一級は六十九円程度の増税であります。

なお、従来と同様、税率の引き上げが実施される際、酒類の販売業者が対象酒類を一定数量以上所持する場合には、手持ち品課税を行うこととしたしております。

第二に、酒税の諸制度につきまして所要の整備を行うこととしたしております。

には、納付の延長の期間を法定納期限後二カ月以内までとする特例を設けますほか、戻し入れ控除制度の適用範囲を拡大し、未納税移出制度の簡素化を図る等、酒税の諸制度につきまして、所要の整備を行うこととしたしております。

次に、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、製造たばこの種類別、等級別に法定されている最高価格を、紙巻たばこについては十本当たり十円ないし二十円、刻みたばこについては十グラム当たり二十円ないし四十円、葉巻たばこについては一本当たり三十五円ないし百二十円、それぞれ引き上げる等所要の改正を行うこととするものであります。

なお、製造たばこの各銘柄別の小売定価につきましては、この最高価格の範囲内で、日本専売公社が大蔵大臣の認可を受けて定めることとなっております。

以上、酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)
○上村委員長 これにて両案の提案理由の説明は終わりました。

○上村委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。伊藤宗一郎君。

○伊藤委員 ただいま提案理由の説明を拝聴いたしました。この両法案は、前国会ですべて本委員会を通過した法案でございます。十分審議を尽くした両法案であります。したがって、改めて提案理由を聴取したわけでございますから、詳細な質問は避けたいと思っております。この両法案は、何といっても今国会の最大の重要法案でございます。

いますから、また、国民の注視の法案でございますから、もう一度酒税法の改正法案を今国会に大蔵省の当局から再度提案をされた理由を具体的に、はっきりと御説明をいたしたいと思っております。今国会に再度両法案を提案した理由を明らかに、具体的に、国民にわかるようにひとつ御説明をいたしたいと思っております。

○大平國務大臣 伊藤さんの御質問にお答えいたします。

先国会に提案いたしました酒税法の改正案は、すでに成立を見ました五十年年度予算の歳入の一つの大きな柱でございます。予算はすでに成立をいたしておるわけでございます。その歳入を確保することが第一の理由でございます。

第二は、この改正案は従量酒税につきまして改正をお願いいたしておるわけでございます。従価税との間に実質上大きな不公平を招来いたしておるわけでございます。これを直そうとするのが第二の理由でございます。

さらに第三の理由といたしまして、来年度以降のわが国の財政の歳入におきまして酒税は依然として大きな財源の一つでございますので、その歳入の安定を図っておかなければならぬことは申すまでもないと思っております。私といたしましては、この臨時国会におきまして一日も早く改正案の御承認を賜り、予定された歳入が確保されるように願っております。

〔発言する者多し〕
○上村委員長 一言ごあいさつ申し上げます。この状態では円満な審議が進んでいかぬように思われます。ですから、いま、私にいろいろ話したいことがあるということでございますので、長い時間はできませんけれども、その間、審議中ですから、浜田理事に交代をいたします。

〔委員長退席、浜田委員長代理着席〕
○浜田委員長代理 委員長の命により交代をいたしましたので、質疑を続行いたします。伊藤宗一郎君。

○伊藤委員 酒税法の改正案は、昭和五十年年度の

して、どうしても専売益金を上納する場合、金額を削減せざるを得ないことになることは当然でございます。すでに年々、若干この金額が低減しつつございますことは、数字が示しておるとおりでございます。したがって、この際、このまま財政需要が強い状況のもとにおきまして、専売益金が年々減つてまいるという状況は、どこかで歯どめをいたさなければならぬことになっておつたと思つてございます。それが第一の理由でございます。

第二の理由は、たばこの七年間の据置き期間の間にはかの税金も上がつてまいつたわけでございます。それから生活費も上がつてまいつたわけでございます。したがって、生計費の中でたばこの喫煙のために費消する部分というのが相対的に低くなつてきておりますし、ほかの税金との比較におきましてもたばこの負担は相対的に低くなつてきたわけでございます。したがって、これをある程度是正してまいる必要があると考へたわけでございます。

第三に、いま酒につきましてのお尋ねがございましたけれども、たばこにつきましても、諸外国との比較をいたしましても、わが国のたばこは決して高くないのでありまして、むしろ相対的に低い水準に抑えられておるわけでございます。そういうことをやりましても決して無理なことにならないのではないかと私ども考へておるわけでございます。

しかし、それかと申しまして、今日、喫煙ということとはわれわれの生活にとりまして、ある意味において非常に重大な意味を持つておるわけでございます。喫煙者の立場も考へなければならぬわけでございます。したがって、この定価の改定におきましては、大衆と申しますと失礼でございますけれども、比較的価格の部面につきましては引き上げ率を少なくするあるいは一部は据え置くというような工夫をいたさしていただいたわけでございます。

値の値上りの状況、諸税の負担の増高、生計費の増高、そういう点から見まして決して無理なことではないと考へておりますし、これによつて専売益金の歯どめが、これも十分と申しませぬけれども、ある程度確保できることになるかと私考へております。

○伊藤委員 要するに、たばこの専売事業によつて国家財政に寄与しておるわけでございますけれども、専売納付金の国家財政に占める割合は、いまもお話しのとおり大分低くなつておるといふことですが、その割合は一体どうなつておるのか、またその割合はどの程度のもので望ましいのか、何か基準のようなものを政府は考へておるのか、そういうことも明らかにしていただきたいと思つております。

○西沢政府委員 たばこにつきましては、先生すでに御案内のとおりいろいろ歴史的経緯がございます。いづれこの国におきましても重要な財政物資として非常に高率の課税を行つて財政収入の確保に寄与しておるわけでございます。たばこ専売事業がどの程度の財政寄与をしておるかということも計数的に示すものとしましては、たとえば財政収入に占める専売益金の割合というふうなものがございまして、この割合がどの程度であるべきであるかということを一義的に決めることはなかなかむずかしい、これは先生御指摘のとおりでございます。

計数的に申し上げますと、たとへば昭和二十五年あたりの時代を見ますと、国税収入の中に占める専売納付金の割合は、大体二〇%を少し超えておるようなことであつたわけでございますけれども、四十八年度あたりになりますとこれが二・五%、四十九年度は二・二%というふうになつてきておりました。こんな下がってくることはいかかもしらんということは言えようかと思つてわけでございます。

なお、諸外国の場合におきましても、こういうふうな国税収入に占める割合をわれわれの知る限りにおきまして触れさせていただきますと、たとへばイタリアの場合、これは専売国でございますけれども六・七%、西ドイツの場合には七・五%、イギリスが六・二%というふうなことで、わが国の専売納付金の国税収入に占める割合に比べますと非常に高くなつておることでございます。まず、先ほど大臣からも申し上げましたとおり、やはりここで専売納付金の調整をやるべき時期に至つておるのではないかとおつてござい

ます。○伊藤委員 それでは、たばこの値上げ実施が一月おくれるということによつての減収額は幾らですか。また一日当たり幾らになりますか。これはもはつきり数字で示してください。

○西沢政府委員 専売納付金が一月おくれますとその減収額は幾らかという御質問でございますけれども、われわれとしましては、いろいろな前提条件はございまして、おおむね二百五十億円程度と考へております。したがって一日当たりで申し上げますと、これもラフな計算でございますけれども約八億というふうに考へております。

○伊藤委員 酒の場合と同様、たばこも外国との比較が参考になるわけですが、わが国のたばこの小売価格と税負担率というものが外国のそれらと比べて高いのか、低いのか、また賃金水準との関係から見た場合、たとえばたばこ一個買うために必要な収入を得るための労働時間などと比べてどうなつておるのか、これも数字で具体的に示していただきたいと思つております。

○西沢政府委員 わが国のたばこの小売価格は、先ほど大臣からも御説明申し上げましたけれども、先進諸国に比べて著しく安いわけでございます。たとえば売上数量の中で一番よく売れております銘柄を五つとりましてその平均価格をとりますと、わが国の場合はこれが八十七円でございます。それで、仮にこの八十七円を一〇〇といたしますと、諸外国のこういふ同じ売上数量上位五銘柄の平均価格を比較してみますと、たとえばフランスは一三六、イタリアが一五六、オース

トリアが一九九、西ドイツが三〇九、イギリスが三一〇、アメリカが二三〇というふうな相違がございまして、わが国のたばこがきつめて安いということがこれからもおわかりいただけるのではないかとおつてござい

ます。なお、税の負担率でございますけれども、諸外国の場合には消費税率ということではつきりと税率が定められておりました、その税率はおおむね五〇%から七〇%程度、さらにこれに付加価値税が大方の国において課税されておりました。これが四%から一六%程度加わるわけでございます。わが国のこれに該当いたしますたばこ事業総合納付率でございますけれども、これを見ますと四十九年度で五五・三%というふうなことになるわけでございます。したがって諸外国の税率から比較いたしますと、これまたきつめて低いということが言えるのではなからうかと思つて

ます。なお、こういった売上数量上位五銘柄のわが国の平均価格八十七円を一個購入するのに必要な労働時間でございますけれども、わが国はこれまた一番短い労働時間で買えるわけでございます。具体的に申し上げますと、約九分でございます。一個が買えるというふうなことになるわけでございます。イタリアの場合は二十一分、フランスが十六分、西ドイツが十七分、イギリスが十六分というふうなことが諸外国の実例になっておりました。この点からもわが国のたばこは価格も税率もきつめて低いということ、今回これを一部調整をさせていただくということをお願いいたしておるわけでございます。

○伊藤委員 ただいままでの御説明等で、国家財政に対する寄与率からも、また諸外国との関連から、定価の改定の実施を早急になさねばならぬというのを十分理解いたしましたし、われわれもその努力を惜しまないのでございます。しかし、当初の予定から大幅にこの定価実施の時期がおくれたわけですが、このおくれたことによつて五十年度の増収額あるいは益金率等が、仮に十

一月一日から実施することになった場合と
のようになるのか、またこれが平年度化して、五
十一年度の増収額、益金率はどうか、これ
も数字でお示しただきたいと思ひます。

○西沢政府委員 仮にわれわれが十月一日から実
施をした場合の計算、それから十一月一日から実
施した場合の計算を行っておりますけれども、十
月一日の場合には千三百億程度を考へておりま
す、十一月実施になりますとそれが約千億程度に
相なるわけでございます。

それで来年度一体これがどういふことになるか
ということとは先ほど大臣からお答えがございま
したけれども、来年度におきましては、定価改定
をしない場合とした場合を比べますと、約四千億
程度の増収になるというふうに考へております。

○伊藤委員 たばこの価格の問題は国家財政に与
える大きな影響だけではない、地方財政に對して
も大変な影響を与えているわけでございまして、
特に御案内のとおり、国家財政のみならず地方財
政の逼迫化が叫ばれている今日、たばこの定価改
定がおくれることによつてたばこ消費税の問題に
なつてまいります。たばこ消費税の来年度の収入
が今度の定価の改定によつてどのようになつてい
くのか、またその影響はどうか、これは地方財
政にかかわる大きな問題でございまして、案
外内外から看過されている問題でございまして、
たばこ消費税が地方財政に与えております大
きな役割りについて具体的に説明をしていただき
たいと思ひます。

○西沢政府委員 たばこ消費税は、先生御案内の
とおり、前年度の単価に当年度の本数を掛け、そ
れに税率を掛けて決められるものでございませ
すが、たばこ消費税の増収額、益金率はどうか、
これも数字でお示しただきたいと思ひます。

○伊藤委員 この間の定価改定の問題のときにも
多少新聞等で問題が起つたのでありますけれども、
今度の改定でもそういう定価改定の前に買ひだめ等
による品切れが生じるおそれが予想されておしま
す。消費者に、たばこの愛好者に不測の迷惑をか
けないように措置できる自信を公社に持たせてい
るか、その具体的な対策を明らかにしていただき
たいと思ひます。

○泉説明員 お答え申し上げます。
御質問のように、たばこの定価改定を行います
と、定価改定前にいわゆる仮需要というものが出
てまいりまして、できるだけ安い旧価格の間にある
程度買つておいて安心したいというふうな状況が
出てまいります。これは、四十三年の定価改定の
ときには約半月分の仮需要が出たわけでございま
す。それから、今回、御案内のとおり五月一日実
施ということで国会の御審議をお願いいたしてお
つたわけでございまして、あの際には四月に約〇
・九カ月分の仮需要と見るべきものが売れまし
た。

ます。具体的な計数で申し上げますと、定価改定
が、仮に、われわれ十月一日からというふうにか
考へておりましたけれども、これが来年度の地方た
ばこ消費税に及ぼす影響を計算いたしてみますと
、約百十億、地方たばこ消費税が減少するわけ
でございまして、かような意味におきまして、一
刻も早く製造たばこ定価の一部改正をいたして
いただきませんと、先生の御指摘のとおり、地方
財政にも非常に悪い影響を与えるということにな
つておるわけでございまして。

○伊藤委員 この間の定価改定の問題のときにも
多少新聞等で問題が起つたのでありますけれども、
今度の改定でもそういう定価改定の前に買ひだめ等
による品切れが生じるおそれが予想されておしま
す。消費者に、たばこの愛好者に不測の迷惑をか
けないように措置できる自信を公社に持たせてい
るか、その具体的な対策を明らかにしていただき
たいと思ひます。

○泉説明員 お答え申し上げます。
御質問のように、たばこの定価改定を行います
と、定価改定前にいわゆる仮需要というものが出
てまいりまして、できるだけ安い旧価格の間にある
程度買つておいて安心したいというふうな状況が
出てまいります。これは、四十三年の定価改定の
ときには約半月分の仮需要が出たわけでございま
す。それから、今回、御案内のとおり五月一日実
施ということで国会の御審議をお願いいたしてお
つたわけでございまして、あの際には四月に約〇
・九カ月分の仮需要と見るべきものが売れまし
た。

○伊藤委員 この間の定価改定の問題のときにも
多少新聞等で問題が起つたのでありますけれども、
今度の改定でもそういう定価改定の前に買ひだめ等
による品切れが生じるおそれが予想されておしま
す。消費者に、たばこの愛好者に不測の迷惑をか
けないように措置できる自信を公社に持たせてい
るか、その具体的な対策を明らかにしていただき
たいと思ひます。

○泉説明員 お答え申し上げます。
御質問のように、たばこの定価改定を行います
と、定価改定前にいわゆる仮需要というものが出
てまいりまして、できるだけ安い旧価格の間にある
程度買つておいて安心したいというふうな状況が
出てまいります。これは、四十三年の定価改定の
ときには約半月分の仮需要が出たわけでございま
す。それから、今回、御案内のとおり五月一日実
施ということで国会の御審議をお願いいたしてお
つたわけでございまして、あの際には四月に約〇
・九カ月分の仮需要と見るべきものが売れまし
た。

○伊藤委員 この間の定価改定の問題のときにも
多少新聞等で問題が起つたのでありますけれども、
今度の改定でもそういう定価改定の前に買ひだめ等
による品切れが生じるおそれが予想されておしま
す。消費者に、たばこの愛好者に不測の迷惑をか
けないように措置できる自信を公社に持たせてい
るか、その具体的な対策を明らかにしていただき
たいと思ひます。

○泉説明員 お答え申し上げます。
御質問のように、たばこの定価改定を行います
と、定価改定前にいわゆる仮需要というものが出
てまいりまして、できるだけ安い旧価格の間にある
程度買つておいて安心したいというふうな状況が
出てまいります。これは、四十三年の定価改定の
ときには約半月分の仮需要が出たわけでございま
す。それから、今回、御案内のとおり五月一日実
施ということで国会の御審議をお願いいたしてお
つたわけでございまして、あの際には四月に約〇
・九カ月分の仮需要と見るべきものが売れまし
た。

るだけ早く消費者に届けるように、配送につきま
して万全の措置を講じまして、製造したものが途
中で滞りなからずすぐに消費者に届くような方
法を講ずることについていたしております。

○伊藤委員 冒頭に申し上げましたように、こ
の両法案はすでに前国会でこの委員会、衆議院を
通過した法案で、われわれはこれ以上詳しく御質
問申し上げる必要もないと思ひます。この両法案
の成立のために委員会挙げて促進に努めてまいり
ますので、御当局におきましても何とぞひとつわ
れわれに負けないくらい意気込みでこの両法案
の審議に御精進を賜りますように、さらには、せ
つかくの国民注視のこの両法案の審議に際して野
党全員の出席がないことにはなはだ遺憾の意を表
して、私の質問を終わります。

○浜田委員 小泉純一郎君。
○小泉委員 私は、本題に入る前に一言申し上げ
ておきたいことがあります。
それは、きょういまのこの野党の動きを見て、
大変残念に思うということでありませぬ。

○伊藤委員 この間の定価改定の問題のときにも
多少新聞等で問題が起つたのでありますけれども、
今度の改定でもそういう定価改定の前に買ひだめ等
による品切れが生じるおそれが予想されておしま
す。消費者に、たばこの愛好者に不測の迷惑をか
けないように措置できる自信を公社に持たせてい
るか、その具体的な対策を明らかにしていただき
たいと思ひます。

○泉説明員 お答え申し上げます。
御質問のように、たばこの定価改定を行います
と、定価改定前にいわゆる仮需要というものが出
てまいりまして、できるだけ安い旧価格の間にある
程度買つておいて安心したいというふうな状況が
出てまいります。これは、四十三年の定価改定の
ときには約半月分の仮需要が出たわけでございま
す。それから、今回、御案内のとおり五月一日実
施ということで国会の御審議をお願いいたしてお
つたわけでございまして、あの際には四月に約〇
・九カ月分の仮需要と見るべきものが売れまし
た。

○伊藤委員 この間の定価改定の問題のときにも
多少新聞等で問題が起つたのでありますけれども、
今度の改定でもそういう定価改定の前に買ひだめ等
による品切れが生じるおそれが予想されておしま
す。消費者に、たばこの愛好者に不測の迷惑をか
けないように措置できる自信を公社に持たせてい
るか、その具体的な対策を明らかにしていただき
たいと思ひます。

○泉説明員 お答え申し上げます。
御質問のように、たばこの定価改定を行います
と、定価改定前にいわゆる仮需要というものが出
てまいりまして、できるだけ安い旧価格の間にある
程度買つておいて安心したいというふうな状況が
出てまいります。これは、四十三年の定価改定の
ときには約半月分の仮需要が出たわけでございま
す。それから、今回、御案内のとおり五月一日実
施ということで国会の御審議をお願いいたしてお
つたわけでございまして、あの際には四月に約〇
・九カ月分の仮需要と見るべきものが売れまし
た。

考へている責任政党であるか、これはまことに情
けない限りだと思ひます。
具体的な例を挙げますと、昨年の十一月、アメ
リカのフォード大統領が日本に親善のために訪問
してまいりました。いまの日本の状態を考へて、
また将来の日本のことを考へるならば、アメリカ
との友好関係を日本が保つておくことは、国民生
活の繁栄のために不可欠のことであると私は思つ
ております。そのフォード大統領、アメリカの最
高責任者が日本に來られるというのに会おうとも
せず、むしろ来るなという訪日反対の先頭に立っ
た。また最近では、来るな来るなと言つていたあ
の社会党が、逆にアメリカに訪問団を派遣して行
く。こういう支離滅裂な行動、しかも最近のあの
北朝鮮の松生丸事件においても、領海を侵犯した
かしないかまだわからない、しかも二名の者が殺
されている。こういうことに対して抗議もせず
に、一部では謝罪しろとかいうようなことも言つ
ている。韓国のことについては国内で起きたこと
に對しても大変な抗議運動を起すわけでありま
す。また日中問題についても、覇権問題について
は成田委員長みずから出かけていって中国の要求
というものをまるまるのんでくる。こういういわ
ゆる日本の方針というものに対して一つ一つの定見
がない。

○伊藤委員 この間の定価改定の問題のときにも
多少新聞等で問題が起つたのでありますけれども、
今度の改定でもそういう定価改定の前に買ひだめ等
による品切れが生じるおそれが予想されておしま
す。消費者に、たばこの愛好者に不測の迷惑をか
けないように措置できる自信を公社に持たせてい
るか、その具体的な対策を明らかにしていただき
たいと思ひます。

○泉説明員 お答え申し上げます。
御質問のように、たばこの定価改定を行います
と、定価改定前にいわゆる仮需要というものが出
てまいりまして、できるだけ安い旧価格の間にある
程度買つておいて安心したいというふうな状況が
出てまいります。これは、四十三年の定価改定の
ときには約半月分の仮需要が出たわけでございま
す。それから、今回、御案内のとおり五月一日実
施ということで国会の御審議をお願いいたしてお
つたわけでございまして、あの際には四月に約〇
・九カ月分の仮需要と見るべきものが売れまし
た。

○伊藤委員 この間の定価改定の問題のときにも
多少新聞等で問題が起つたのでありますけれども、
今度の改定でもそういう定価改定の前に買ひだめ等
による品切れが生じるおそれが予想されておしま
す。消費者に、たばこの愛好者に不測の迷惑をか
けないように措置できる自信を公社に持たせてい
るか、その具体的な対策を明らかにしていただき
たいと思ひます。

○泉説明員 お答え申し上げます。
御質問のように、たばこの定価改定を行います
と、定価改定前にいわゆる仮需要というものが出
てまいりまして、できるだけ安い旧価格の間にある
程度買つておいて安心したいというふうな状況が
出てまいります。これは、四十三年の定価改定の
ときには約半月分の仮需要が出たわけでございま
す。それから、今回、御案内のとおり五月一日実
施ということで国会の御審議をお願いいたしてお
つたわけでございまして、あの際には四月に約〇
・九カ月分の仮需要と見るべきものが売れまし
た。

○伊藤委員 この間の定価改定の問題のときにも
多少新聞等で問題が起つたのでありますけれども、
今度の改定でもそういう定価改定の前に買ひだめ等
による品切れが生じるおそれが予想されておしま
す。消費者に、たばこの愛好者に不測の迷惑をか
けないように措置できる自信を公社に持たせてい
るか、その具体的な対策を明らかにしていただき
たいと思ひます。

○泉説明員 お答え申し上げます。
御質問のように、たばこの定価改定を行います
と、定価改定前にいわゆる仮需要というものが出
てまいりまして、できるだけ安い旧価格の間にある
程度買つておいて安心したいというふうな状況が
出てまいります。これは、四十三年の定価改定の
ときには約半月分の仮需要が出たわけでございま
す。それから、今回、御案内のとおり五月一日実
施ということで国会の御審議をお願いいたしてお
つたわけでございまして、あの際には四月に約〇
・九カ月分の仮需要と見るべきものが売れまし
た。

く、大衆迎合主義の音頭をとっているとしか私には思えないのであります。

本題に入りますけれども、またまたこの前の国会でやられた同様な質問をするというのは、議員としてまことに情けない。またこれだけの税金をむだ遣いしてある。国民に対してもはなはだ申しわけない気持ちで私はいっぱいあります。むしろ酒とかたばこというのは、イギリスにおいても西ドイツにおいても専売制度をとっておりませんけれども、いわゆる社会主義的な色彩を濃く持った政党でさえも、政権をとればかなり高率の税率をかけているわけでありまして、財政物資として十分利用している。そういうことを考えるならば、今回の酒、たばこの改正案にむしろ積極的に賛成して、要はこれからいかに使うかということにもっと十分な細心の配慮を持っていただきたい。

そういう前提から私は簡単に大蔵大臣に質問したいと思うのであります。これは単なる事務的な問題じゃなくて、大蔵大臣もいずれば国家、国民に喜ばれる一國のリーダーとしての夢というか野望を秘めておられると私は思っております。そこで単なる行政官としての立場ではなくて、これから率直に歳入欠陥という苦しい実情を国民に訴えるべきだと思っております。そして一國のこの難局に際する政治家として、いまこの状況というものを、野党のだらしないさもありまして、こういう状況に対して、これからの国を支える一個の政治家としてどういうふうにしておられるか、率直なお気持ちを私はお聞きしたいと思っております。

○大平内閣大臣 幸いにこれまでわが国は内外の恵まれた条件に支えられまして、経済は高度の成長を記録できたし、したがって、それから榮養をとり、吸収することに成功して、財政もまた、いわば年々歳々成長する財政をわれわれは持つことができたわけでございます。したがって、制度、機構、それから政府から提供するサービスの水準、それから政府職員の給与の水準、その他もろ

もろの物差しは年々歳々後退がなく、ないばかりか上昇の途をたどってまいりました。そして、そのことがいわば当然なことであるというように考える風潮まで生じてきたと思っております。

ところが、そういう過程の中で、経済、財政全体を通じて、私は大変危険な硬直化の病が進行してきておられると思っております。財政とか経済とかいふのは環境に依りまして弾力的な運営ができる状態にあることが望ましいわけでございますけれども、年々歳々後退を知らない、成長だけであるということが制度や慣行、国民の意識の上にもなっております。最近の内外の条件は大変厳しくなっております。そういうことが許されない客観的な状況になっておりますことは小泉さんも御案内のとおりでございます。

したがって、ここで経済政策にいたしまして、財政政策にいたしまして大きな転機を迎えておられると思っております。したがって、われわれは国民に受けのよいことばかり申し上げておるわけにもまいらないし、国民の期待に手軽にこたえてまいらぬというところもなくなっております。厳肅な態度で現実を踏まえて、民族将来の生存を保障してまいり責任が私どもにあると思っております。

そういう意味で、財政につきましても歳入歳出全体につきましても真剣な洗い直しが求められておられると思っております。そして、それは単なる技術論でなくて、いまあなたが仰せになりましたとおり、一つの政治姿勢の問題として大きな勇氣を求められておられると思っております。来るべき補正予算、そして次にわれわれが編成しなければならぬ来年度の予算は、そういう意味でまさに大きな試金石になるのではないかと思っております。主党と政府がその責任において切り開いていかなければならぬのではないかと、いま非常に厳しい責任を感じておるものでございまして、
○小泉委員 いま日本の税制構造を見てみても、

直接税と間接税の割合が約七対三になっておる。そして直接税というものは、どんな好況の時期でも必ず野党も減税を要求しています。また与党も減税を要求している。しかしながら、こういうふうには年々低成長が続いて、歳入を考えると、やはり間接税にある程度重点を移していかなければならない。その中においても特に酒、たばこ、こういう嗜好品、しかも健康の面から見ても余り飲み過ぎ、吸い過ぎしない方がいい、そういう物資については私はかなり高率の税をかけても当然であると考えているものであります。従量税というのは、所得が増大し、また物価が年々上昇してくることを考えると、従量税そのものの負担率というものはますます下がってくるわけでありまして、今回の改正案というものは負担の調整を図るという目的でやっておられると思っております。そのことはそのことではないのであります。将来、単なる負担調整ということじゃなくて、酒に対して財政物資としてより大きな負担を求めていくんだという方向は大蔵省ではどういうふうに検討されておられますか。

○大倉政府委員 酒、たばこ、いずれも嗜好品であり、諸外国におきましてもいわば財政物資としてかなりの高率の負担を求めているという点は小泉委員の御指摘のとおりでございます。今後とも酒、たばこによる歳入の確保ということにつきましては私どもも引き続き研究を続けてまいりたいと考えております。

なお、御質問の中に従量税そのものを見直すという見地があつておられるべきではないかという点があつたように思っています。酒税につきましては、将来の方向として、現在従量制度で課税されている種類の酒についても従価の制度で税負担を求めたらどうかということは、すでに政府の税制調査会からは基本的な方向として御答申をいただいております。

御質問の中にございました所得、物価の変動に対して税の負担がおくれる、いわば意図せざる減税が出てくるという面を避けますためにはやはり

従価税の方が適當であるという点はおっしゃるとおりだと思います。また、仕組みいかにもよりませすれば、酒の品種に依りまして価格がいまよりもかなり自由に多様化して得るという意味での利点もあるように思っています。ただ反面、長年従量税になれてきておられますので、従価税に移りますと、仮に米代が上がる、人件費が上がるということでも酒を値上げしなくてはならぬという事態が参りましたときに、原価のアッププラス税金分というものを小売価格に乗せないといけないという状況になります。現に高級の酒はそれでございますが、ある程度価格の低い酒、またかなり小規模の清酒製造業者がつかつておられる酒につきまして、いま一氣に従量税を従価税に持ち込んでしまつて、いままゝ従量税を従価税に持ち込んでしまつて、その点を含めまして、今後の問題としてなお研究を続けてまいりたい、そのように考えております。

○小泉委員 いまもってまだ野党が全然出てきていない。しかもこの酒、たばこの法案は重要法案である、野党は徹底的につぶすんだと言って息巻いている、こういう事態も大変情けないのでありますけれども、たばこについては、いま定価法によって定価の改定を行うことになっておる。しかし法律では今後定価改定の方針だけを定めて、あと具体的な改定などはそのときの情勢を見る、物価とかですか、あるいは原価などの情勢を見て、一々法律によらないで改定できるような方向を検討してはどうかと思っておりますけれども、そのことと同時に、いま特にイギリスとかフランスとか西ドイツ、フランスとイギリス、西ドイツと違ふと思っておりますけれども、どういふような定価決定方式をとっているか、参考までに簡単に教えていただきたいと思います。

○西沢政府委員 現行の制度は、先生すでに御案内のとおり、製造たばこ定価法という法律がござ

いまして、そこで各等級ごとに最高価格を決めておるわけでございます。その最高価格につきましては、その都度改定をするときには国会の御審議をいたたく、こういうふうな方式になっておりまして、その最高価格の範囲内で公社の方が大臣の認可を得て個々の銘柄の値段を決める、こういうシステムになっておるわけでございますけれども、先生ただいま御指摘のように、法律では大筋の原理原則をうたって、個々の銘柄については行政府限りで公社と相談の上決めるというふうなお考えにつきましては、われわれとしても非常に傾聴に値する御意見だと思っております。

しかしながら、これにつきましては、やはりいろいろの問題が付随しております。究極的には、たとえば消費税制度に移行するというような問題も絡んでくるかと思ひます。消費税制度を導入することにつきましては、税調なりあるいは専売事業審議会におきまして何度となく議論がされておりました。基本的には消費税制度に持つていくべきであるというふうに言われておるわけでございます。昭和四十三年にそういった消費税制度への移行を考えたこともございましたけれども、専売事業の関係者の中になかなか御理解と御協力が得られなかったという経緯がございます。今日のようにならぬまま残しておるわけでございますけれども、せつかくの御示唆でございますので、引き続き検討をしましめる必要があるということをお考へるわけでございます。

それからなお、諸外国の定価の仕組みにつきましては、公社の方で非常に詳細承知しておりますので、そちらから説明させていただきます。

○泉説明員 諸外国のうち、西欧先進国でのようになつておるかということをおし上げます。フランス、イタリア、オーストリアは、先進国のうちでもわが国と同じように専売制をとつておる国でございますが、これらの三国におきましては、それぞれたばこに課税する税率というものが決まっております。専売国でありながら税率が決まっております。

個々の銘柄の定価決定につきましてはそれぞれやり方が違つておりますが、まずフランスで申し上げますと、フランスはどのような要素で定価を構成するかというその構成表を、SEITAと申しますがフランス専売の総裁名で公示しております。個々の定価決定につきましては、フランス専売に経営委員会というものがございまして、その経営委員会の委任を受けたSEITAの総裁の意見によつて、大蔵大臣が大蔵省令で決めるということになっております。それからイタリアの場合におきましては、やはり定価をどうしようかな要素で構成するかということにつきましては、大蔵省令で公示されております。個々の定価の決定に際しましては、イタリア専売局の経営委員会の計画とその意見を徴した後に大蔵大臣が省令で決めることになっております。それからオーストリアの場合におきましては、これは国民議会の同意を得て大蔵省が定めることになっております。

それから非専売国でありますアメリカとかイギリス、西ドイツにつきましては、御案内のとおりたばこの消費税率というものが法律で決められておりました。個々のたばこの銘柄につきましては、それぞれたばこメーカーが自由に決定することになっております。もっとも、たばこにつきましては競争が相当激しいわけでございますので、各社が定価決定につきましてはかなり神経質にやつておることは事実でございます。

○小泉委員 私の選挙区であります横須賀市に全国で一つだと思つておるわけですが、アル中患者の収容所というのですか対策所が昨年の予算で一億円つきました。最近ではアル中患者が年々増加している。最近ではアル中患者が単に低所得層ではなくて高級官庁の部長、課長、大企業の部長、課長にまで及んでおるとその院長先生が、私がお話を伺つたのですけれども話しております。こういうふうな日本におきましてもアル中患者対策というものが今後無視できないような状態になってくると思つておるわけ

す。

たばこについても、たばこが肺がんの関係、たばこ健康の関係、いろいろ問題あると思ひます。言ふならば、たばこも酒もできれば余り飲み過ぎ、吸ひ過ぎしない方がいい。また酒による交通事故とか酔っぱらい運転その他いろいろな事故が起つておるのも御承知のことでありまして、たばこも、そういうことからこのたばこについても、たばこ健康の関係、特にアメリカでもイギリスでも民営ですから、そういうたばこの広告に対してはかなり大幅な規制というものを考へておる。ですから日本でも、もっとたばこ健康に対する科学的調査とか積極的な国民に対する健康に注意するような面も、PR的な面も私は必要だと思つておる。同時に、酒についてもたばこについても、医学的に見たならば百害あって一利なしという面もあると思ひます。でありますから、そういう健康的なPRも積極的にするべきだと私は思つておる。

そして、単にこれからは何でも物価が安ければいいという時代ではあり得なくなつておると思ひます。そういう面からむしろこの酒、たばこ改定案については堂々と野党の無謀な抵抗に恐れず審議を進めて、そしてこれからのあるべき福祉計画といふもの、政府においてもライフサイクル計画といふもの、政府においての青写真を具体化していると思つておるわけですが、こういうところから入つてくる、こういうふうに使つて、その使うというのに対してどこに使うかという国民の合意が得られるような積極的な説明なり国民の理解を得られるような努力を私はどこししていつてももらいたい。そして、どこから財源を得てどこに使うか、これをやはり国民的な合意の上に進めていく、世論づくりに大きく努力をしていただきたいと思います。

私はこの酒、たばこ改定案については賛成であります。どうかこの審議を早く進められて、早くこのインフレ、不況というものを解決するよう

層努力を切望して質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○山本(幸雄)委員長代理 村岡兼造君。

○村岡委員 この酒、たばこの問題につきましては、先国会でも十分審議されました。参院において審議未了、はなはだ残念でございます。なおまた、前に伊藤、小泉両議員が質問をいたしておりましたから簡単にいたしますけれども、一部重複するところもあるかと思ひます。

最初に、最近の酒類の消費状況を見ますと、消費酒類の高級化ということ、あるいはみんながぜいたくなつたということ、国民の所得が向上した結果だとも言えるが、反面、酒税が据え置かれた結果だとも安くなつておる結果であると思ふ。ビールとつまみを比較してみましても主客転倒の価格となつておると思ひます。

そこで、酒類ごとの消費の伸びはどうなつておるか実態を説明し、また酒類の価格の上昇率と他の物品の価格の上昇率と比較したらどうなつておるか、この点をまずお伺ひたいと思ひます。

○大倉政府委員 ただいまの御質問につきましては、前回改正をいたしました四十三年と現在とを比べてお答えいたしたいと思います。

清酒はこの間に合計で一・一倍でございます。これは数量でございます。これに對しまして、ウイスキーは合計で二倍でございます。さらにしさいにその内訳を見ましますと、清酒の中でも特級が一・四倍、一級が一・八倍、二級は逆に減りまして〇・七倍という姿を見せておられますので、御指摘のように消費内容としての高級化という傾向が見られるように思ひます。

同様に、ウイスキーにつきましても全体で二倍でございますけれども、その内訳をいたしましては、特級が実に六・六倍という伸びを示しております。一級は一・七倍、二級はほとんどふえておりません。一・一倍という姿でございますので、ウイスキーについては特に顕著に消費の高級化という傾向があらわれておるように思ひます。それから価格の面でございますが、同様に四十

三年当時と現在とを比べてみますと、たとえば清酒一級の、通常この辺に値段が多いというものを取り上げて申し上げますと、四十三年当時は一升八百三十円でございまして、現在が千二百八十円ということ、五割四分上がっております。ビールは当時百三十円でございました。現在百八十円が普通でございますので、これは三割八分上がっております。たばこはこの間価格改定を行っております。たばこは当然のこととして当時と同じ、全く上がっていないということでございます。

これに比較しまして、適当かどうかわかりませんが、嗜好品類のものとして申し上げますと、たとえばビールは、百グラム当たりのもので計算して、大体二・一三倍という上がり方でございます。あめが二・八倍、飲むものといましては、コーヒが、喫茶店の平均の値段をとりますと大体二・三倍、サイダーで一・八倍、アイスクリームで同じ量であれば二・九倍ということでございますので、たばこはもちろんといたしまして、酒につきましても他の嗜好品に比べますと価格の上がり方は低いということが言えようかと思ひます。

○村岡委員 酒、たばこの増税が行われますと、価格が上がるのか家計の負担が増す、こういうことで反対の声が多いわけでございますが、この問題は一つには、その調達した財源で何が行われるのか、それがまた国民の福祉の向上につながるかどうかということ、もう一つには、価格が上がるとしてもどの程度上がるのか、家計の負担がどの程度増すのか、この二点から冷静に判断をすべきであると思われまふ。

野党のように、右手には大幅な上げを掲げて、そうして左では、その他のものは据え置き、絶対反対だ、こういうことではとてもできない。前者については最近における社会保障関係予算の伸びからして政府が福祉向上に力をいたしていることはわかるけれども、第二の点、すなわち物価への影響、そうして家計負担への影響についてはど

うかを尋ねたいと思ひます。○西沢政府委員 たいだいまの先生の御質問でございますけれども、たばこを例にさせていただきますと、個人消費支出に占めますればこの消費額の割合が適当かと思ひますけれども、四十三年に定価改定をいたしましたので、四十三年度を一〇〇といたしますと、個人消費支出は四十九年度で約二・六倍になっておるわけでございます。たばこの売り上げ代金は、同様に四十三年を一〇〇といたしますと一・七倍になっておるわけでございます。したがって、個人消費支出に占めますればこの消費の割合を見ますと、四十三年度が一・七六倍まで下がってきておるわけでございます。本年度これを十月一日から実施をさせていただきますという仮定で計算をいたしますと、これも個人消費支出に占めますればこの消費の割合は一・六九倍まで下がるわけでございます。したがって、もちろん上がらないにいたしましたことはいささか見方もございまいしうけれども、個人消費支出に占めますればこの消費の割合で見ますと、われわれが言っておりますこの値上げが実現いたしましたとしても、四十八年度の負担がすでに一・九八倍であったわけですから、そこまでも戻らないというふうなことでございまして、この程度の値上げはぜひお認めいただきたいというふうな考へております。

なお、たばこが消費者物価に与える影響はたばこが〇・六、お酒が〇・一というふうな計算をいたしております。○村岡委員 大蔵大臣にお尋ねいたしますけれども、今日非常に税の欠陥と申しますか、そういう問題がいろいろ発生をいたしております。これは経企庁とも関係ありますけれども、いまこういうふうな不況になった、税収が少くない、一つは石油その他原産物価格の世界的な革命的な上昇によって、国内対策でこれを抑圧することが不可能である、こういうことを政府は素直に勇氣を持って国民に周知をさして、そうしてその理解を求め

いかなければいけない、新事態に対処する最善の適応策をやっていかねばならぬ、私はそう考へるわけでございます。したがって、酒、たばこは、私は公共料金とは思ひませぬけれども、国が管理をしておる、こういうことでございますが、公共料金のいろいろ今後の問題もございまして、財政当局としての公共料金の今後の問題点、それから先ほど小泉委員も言いましたけれども、これは酒、たばこについて主たる答弁があったようにございまして、景気のいいときは現在の税制ですとどんどん余る。そうしていわばその年度内に臨時予算か何かで使ってしまう。ところが不景気になりますと、見込んだだけ入ってこない。外国の例で見ますと、景気のいいときはこれをためておくというふうな制度もとられておる。同時にまた直接税、間接税、この問題が先ほど言及されましたけれども、これについての今後の考え方がどうか、こういう点を大蔵大臣に御質問をいたしたい、こう思ひます。

○大平国務大臣 いまの歳入欠陥が生じた原因は、村岡さんがおっしゃいますように、世界的に資源が低廉で安定的に供給を受ける条件がありましたが、最近壊れてまいったということが最大の原因であったと思ひます。そのために物価が大変な騰貴を見ましたばかりでなく、各国の国債収入が非常に乱調になりまして、世界の貿易もしたがってまた萎縮するということになりまして、したがってますます世界各國の経済が萎縮するという結果になっておると思ふので、わが国もその例外でないばかりか、資源を海外に仰がなければならぬわが国の打撃は最も深刻であったと思ふのであります。したがって、その事情は十分政府といたしまして国民に御理解をいただくように御指摘のように努めなければならぬと考へております。

しかし、それを受けまして、財政の運営でございまして、成り長財政の当時のような頭で財政運営はできないことは当然でございます。もともと公共料金というものは適正にその利用者が負担するという原則が当然のたてまえであると思ふのでございますが、成り長財政期におきましては、財政に余裕がございましたので、そのままではなくても財政の方である程度これを支えてまいるといことが可能であったわけでございますが、今後そういう不如意な財政になりますと、そういうことがだんだんできなくなつてきますので、原則に返しまして、できるだけ受益者の御負担で始末していただくようなことで財政当局としてはお願いせざるを得まいと考へております。

それから第二の点でございますが、今後の歳入調達におきまして、直接税、間接税の問題があるわけでございます。直接税も間接税もいまおしなべて、歳入欠陥にあらわれておりますように、期待された収入が確保できない状況になっておるわけでございます。したがって、今後財政需要がこれに際して減少することがないと思ふれば、どうしても相当程度増税という方向を考へざるを得ないと思ふのでございまして、いまのように経済が冷え込んだ段階におきまして増税をやるということも余りにも無謀でございまして、当面公債の発行に頼らざるを得ない状況かと思ひます。しかしこれはいつまでもそういうことはできませんので、やがて、あなたが御指摘になりました増税問題、そしてそれは直接税に依存するか、間接税に依存するかという問題に早晩達着せざるを得ないと思ひます。

ところが、すでにいま日本の税制におきましては、直接税の収入が約七割、間接税が三割でございます。先進諸国に比へまして直接税の比重が非常に重い状況でございます。また直接税も、現行税制の中で増収の道をいろいろ考へておるわけでございますけれども、そんなにルーフがあるようにも思はないわけでございます。どうしても間接税の方面で新たな税源を開拓してまいるといことは、早晩われわれが真剣に取り組まねばならぬ課題になってくるのではないかと考へております。しかし間接税となりますと、これは逆進課

間接税の収入が約七割、間接税が三割でございます。先進諸国に比へまして直接税の比重が非常に重い状況でございます。また直接税も、現行税制の中で増収の道をいろいろ考へておるわけでございますけれども、そんなにルーフがあるようにも思はないわけでございます。どうしても間接税の方面で新たな税源を開拓してまいるといことは、早晩われわれが真剣に取り組まねばならぬ課題になってくるのではないかと考へております。しかし間接税となりますと、これは逆進課

間接税の収入が約七割、間接税が三割でございます。先進諸国に比へまして直接税の比重が非常に重い状況でございます。また直接税も、現行税制の中で増収の道をいろいろ考へておるわけでございますけれども、そんなにルーフがあるようにも思はないわけでございます。どうしても間接税の方面で新たな税源を開拓してまいるといことは、早晩われわれが真剣に取り組まねばならぬ課題になってくるのではないかと考へております。しかし間接税となりますと、これは逆進課

税じゃないかという議論が野党を初め方々にあるわけですが、これは当然のことです。間接税というのはもとと逆進的なものでございませうけれども、これは直接税、間接税を合わせまして全体として税負担の累進がどうなるかということを見ていただかなければならぬわけでございます。単一の税目だけを見て逆進だへちまだというふうなことは、私は議論にならないのじゃないかと思っております。やはり国全体の税収入のあり方としまして、間接税をもう少し開拓していくということは早晩われわれが取り組まねばならぬ課題にならうと思っております。政府の方もほつぽつ勉強はいたしておりますけれども、この補正予算でお願いするとうようなさういふ火急の問題ではないのでございませうけれども、われわれはさういふ問題意識を持ちまして勉強いたしておることは事実でございます。

○村岡委員 公社の方へお尋ねをいたしますけれども、原価の上昇を値上げの理由といたしておりますが、その間の公社の経営努力、この問題と、事業の各部門においてどのような合理化をいままで実施してきたのか、これをお知らせ願いたいと思っております。

○泉説明員 前回定価改定を行いました昭和四十三年から今日までの原価の上昇でございますが、総原価が四十九年までに約四二・四％上がっております。そのうち一番上がり方の大きいのは材料費、つまり紙とか段ボール箱あるいはチップペーパー、こういったようなものでございます。その次が労務費で六八％、それから原料費が二五％、その他三二％というふうになっておるわけでございます。

公社といたしましては、このような原価の上昇に対処いたしまして、できるだけ経営合理化によってコストの吸収を図るということで努力をいたしてまいっております。

その点を申し上げますと、まず第一は、製造部門におきまして工場を統廃合いたしました。従来はせいぜい六十億とか八十億本の製造工場ござ

いましたが、これができるだけ大規模な工場にする。いままで上がっている一番大きな工場は金沢工場の百三十億本でございますが、現在建築中のものは北関東工場の一工場で三百二十億本つくれる工場をつくっております。それから東海地区、関西地区及び九州地区でそれぞれそれに近い相当大規模の工場に統合する予定をいたしております。それからその次は、最近つくりました北三工場、南三工場という六工場につきましては二交代制を導入する、あるいは倉敷の原料工場におきましては三交代制を導入する。それによって能率を上げていくことにいたしておるわけでありませう。

さらに、たばこの巻き上げ機及び包装機につきまして能率のいい機械を導入することにしたしております。巻き上げ機でございますと、従来は一分間千二百本つくる、あるいは千八百本つくるという機械であったわけでございますが、近年はそれを一分間二千五百本つくる機械にする、さらには本年からは一分間に四千本つくる機械を開発いたしました。これを今後工場に導入いたしました。能率を上げていくことに考えておるのであります。

そのほかといたしましては、原料使用に当たりまして、以前は中骨は捨てておったのであります。中骨を粉砕いたしまして、これを原料として刻んで活用していくとか、あるいは倉敷の原料工場のように、アメリカの技術を導入いたしました。たばこを膨化させまして、それによってニコチン、タールを少なくすると同時に、原料の充てん量を減らしていくということをしていたしております。

さらに販売面におきましては、営業所を統廃合いたしました。第一線の営業員の充実を図ります。さらに、従来はこの営業員という形でなくして、たばこの受注、配達及び代金の領収を一人でやっておったわけでありませう。それを受注面と、配達と代金受領の分を分けて、配達及び代金受領につきましては配送会社に委託するとい

うようなことにいたしております。そのほか葉たばこの生産部門におきましても、生産支所の統廃合をするとか葉たばこの収納取扱所を統廃合する。さらには新品種を開発導入いたしまして、できるだけ多収性の品種、さらに病害抵抗性の強い品種を導入するというようなことをいたしてまいっております。

大きっぱに申し上げまして、もしそういった合理化努力をしなかつたならばどうかという、これは私どもの試算で、必ずしも完全とは言えないかも知れませんが、四十九年度の益金率が五六・二％になっておるわけでありませう。もしいま申し上げましたような合理化努力を行いませんでしたならば、約五〇％程度に益金率は低下しておったであろう。したがって、その差の約六％余りは合理化努力によって防ぎ得たものだと思っております。

（山本幸雄）委員長代理退席、委員長着席

しかしながら、私も専売公社は独占企業体でありますので、独占体として独善な姿に陥つてはなりません。今後ともさういった各方面におきまして合理化努力を重ねてまいり所存でございます。

○村岡委員 今回のたばこの定価改定を機会に、値段は上がったけれどもサービスの方はさっぱりだともよく聞かれました。サービスの強化すべからずとも、国民なり消費者にサービスを強化すべからずとも、国民なりとも、その考えがあるかどうかお尋ねをいたしたいと思っております。

○泉説明員 お尋ねのように、定価改定を行うだけで消費者にサービスを還元しなければいけないじゃないかということ、まことにごもっともでございます。私どもといたしましては、従来からも消費者が一番大切だということで努力はいたしておるつもりでございますけれども、何分旧来から独占体として存在いたしておりますため消費者に対するサービスが必ずしも十分でなかつたということ深く反省いたしております。従来は消費者に

対するサービス、最近では御案内のとおりサービスセンターというのを各都市に設けてまして消費者にサービスするように努力いたしておりますけれども、これをさらに充実強化するなど各種の方法によりまして、消費者に対するサービスの向上に一層心がけてまいりたい、このように考えております。

○村岡委員 以上、大蔵大臣を初め関係各位に質問をいたしました。今回の酒、たばこ法案につきましては賛成の意見を付しまして、質問を終わりたいと思っております。

○上村委員長 野田毅君。

○野田（毅）委員 質問に入ります前に、先ほど小泉議員から話がありましたように、きょうの事態をきわめてゆゆしく思うものでございます。特に野党側が、この委員会の場に委員でない者が乱入をしてきて議事妨害をする、こういうことは良識ある国会議員のなすべき事柄ではないということを変更して強く訴えたいわけでございます。

また、いわゆる公共料金系統の問題にしまして、国会においてはこういってきわめて暴力的なことにまで出ながら、一方では自分たちのやっておるいわゆる革新首長の都政、さういってところにおいてはいろいろ財政戦争であるとか、過去都民あるいは住民を甘やかした迎合政策の破綻を来して未曾有の公共料金の引き上げを彼らは推進しようとしておる、こういった事態に堪がみますと、われわれ自民党たるもの、もう少し勇断を持って、時には厳しい態度で筋を通さなければならぬということを改めて痛感をしていただいております。

ところで、今日の世界の情勢を見ておりますと、特に石油ショック以来いわゆるシンクロナイゼーションと申しましうか、世界的に同時不況あるいは同時の物価値上がり、こういったインフレーションと不況の谷間にこの国もあえておるのが実態でございます。これは裏を返せばこの国において財政難にあえいでおるということでございます。

そういつた中で、最近、新聞報道などを見てお
りますと、いろいろとこういつた財政難に対処す
るためにいわゆる嗜好品に対する課税といひます
か、この問題が各国においても見直されつつあ
る。特に酒、たばこについて増税をしようとい
う動きが世界各国においてもちらほらあるとい
うな現状であるように思うわけでございますが、
世界各国の状況がいま具体的にどういう動きに
なっているのか、この点大蔵省の方からお教えを
いただきたいと思ひます。

○大蔵政府委員 私どもの手元でいまわかつてお
りますところでは、イギリスが昨年、七四年と本
年二回酒税の改正をいたして、増税をいたして
おります。その引き上げ幅は、両年分を合せまし
て、ウイスキーなどのいわゆる蒸留酒につきま
して四割の増税、ビールにつきましては一〇〇%の
増税、ブドウ酒につきましては二五〇%の増税、
シャンパンは一八〇%の増税ということになつて
おります。フランスも同様に昨年と本年、二年続
けて酒税の増税をいたしてございまして、引き上
げの幅が合せて約三割程度ということになつて
おります。

便宜私からたばこも申し上げますと、イギリス
は同様に二年にわたつて全銘柄を対象として
たばこの税負担を引き上げてございまして、引き上
げ幅は約八〇%と聞いております。またドイツで
も、本年の非常に巨額の財政赤字を来年以降縮小
させていくというのを考へて、そのために、一
九七七年から蒸留酒の税を二割、たばこの税を一
八%引き上げることを閣議で決めておるよう
でございます。フランスも、来年度さらに酒、たば
こをもう一遍追つかけて増税をするということ
を閣議決定したという報道がなされております。

○野田(毅)委員 いまのお話でよくわかつたわけ
であります。世界各國とも非常に財政難に直面
をし、その中で特に酒、たばこ関係を中心にした
財政対策というものを講じてつあるわけござい
ます。わが国も当然その一環として考へなければ
ならぬのでございますが、しかしこれだけではな

かなか現在の財政難を克服できない。特に今年度
の補正予算、この問題はともかくとしまして、来
年度以降の財政運営を考へてみましても、やはり
従来の予算編成とは全くさま変わりにならざるを
得ないであらう。しかし、地方では、福祉関係で
あるとか、あるいはその他いろいろな財政需要も
たくさんあるわけでありまして、これをまた無視
するわけにはいかない。そうすると、来年度国債を
さらに増発をするということも考へられないでも
ないでありまして、しかしこれも長期
的に見ました場合に、そうむちゃくちゃにやるわ
けにはいかない。そうなりますと、先ほど大臣から
お話がございましたように、やはり増税という問
題が当然日程の上つてこなければならぬであら
う。しかし直接税の問題についても、特にこの現
下の不況あるいは来年度の経済運営、こういうこ
とを考へても、そう簡単に直接税に依存するわけ
にはいかない。ということになると、間接税系統の
見直しがお話のとおり早晩どうしても必要にな
る、こういう様子であらうと思ひます。

先ほど、今年度の補正予算で云々ということ
はしないけれども、早晩間接税の見直しが必要で
あるという大臣のお話でございましたが、私ども
いろいろ選挙民とも接触をしておつて、来年度の
非常な財政難の折から、この前から大分もやもや
しておりまして付加価値税の導入に一気に来年度
予算において政府は踏み切るのではないかと
いう懸念をよく聞かされるわけでございます。
この付加価値税を来年度絶対やらない、将来はと
もかくとして、来年度は少なくとも導入は考へな
いということであるのかどうか、その点を少し明
確にお答えいただければ幸ひでございます。

○大平国務大臣 歳入を確保するために増税をお
願ひするにいたしたとしても、あるいは公債をお願
ひするにいたしたとしても、まず前提をいたしまし
て、私どもは、歳入歳出にわたつて一徹徹底
的な見直しをいたしまして、国民の御納得がいく
ような作業をいたしてからでないと、なかなか
ずかしいんじゃないかと申しますのは、たとえ

ば税の公正ということが言われておりますので、
これは古くして新しい問題でございますけれども、
も、なおもう一度見直して、租税特別措置法
を初めといたしまして、税制全般にわたつて
そういう角度からもう一度見直してみ、あるい
は歳出におきましてはどこにむだがあるのか、も
う一度丹念に見直してみ、ということをやらない
と、増税の審議をお願いするにいたしたとしても、
公債問題を御審議いただくにいたしたとしても、御
納得がいただけないものと思つております。それ
が第一の仕事だと、いま鋭意そういうことを勉強
しておるところでございます。

それから、しかし、そうは申しましたも、こと
の補正段階から来年度以降容易ならぬことござ
います。野田さんの御指摘のように、各先進国政
府、いづれも大変な歳入欠陥、空前な歳入欠陥の
ようございまして、したがつてこれの対処とい
うのは容易ならぬ仕事でございます。その場合ど
うしても直接税ばかりでなく、間接税、税制全体
にわたつて、どういふところで御負担を願う
のがよろしいかという点につきましては、直間両
域にわたつて検討をせなければいかぬのではない
かと思つております。したがつて間接税の中で
も、とりわけいままで問題になっておりました、
現に問題になっておりますけれども、付加価値税
というふうな問題は、当然検討の対象に上つてく
るのではないかと申します。したがつて、私がい
まここで直ちにこれを来年度取り上げるとか取り上
げないとかいふことを申し上げるの、時期尚早
と思ひますけれども、私がいまの段階で申し上げ
られますことは、そういう増税の検討をお願いを
するにいたしたとしても、またそういうことをお願
ひしなければならぬような客観情勢、厳しい情
勢だということでございますけれども、その前提
としていろいろやらなければならぬことがあ
る。それから、そういうことをやり遂げた後で
増税をお願いする場合は、直接税といわず、間接
税といわず、全体に通じまして、真剣な検討をや
らないといかぬんじゃないか。付加価値税につい

てやるともやらぬとも、いま、政府がみずから足
を縛るというだけの余裕はないということをお申
上げておきたいと思ひます。

○野田(毅)委員 実は大蔵、率直に申し上げて、
われわれ付加価値税を導入するにはよほど準備段
階が必要であるし、技術的にも来年度は無理であ
らうというふうな話をしてあります。

「委員長退席、浜田委員長代理着席」
しかし、中には、いろいろ雑音が入つてきて、実
はいまのようなお話でありまして、まあ少なくとも
私は、来年度はとも技術的にも付加価値税は
導入できない、検討は大いにやるけれども、来年
の予算で導入することはまずないであらうとい
うようなことぐらひはひとつ、あるいは大臣がいけ
ないならば局長からでも、何かそういうふうな話
が出れば安心をするのではないか、こう思うので
すけれども、その辺はいかがでございますか。
○大蔵政府委員 全体の情勢につきましては、た
だいま大臣から申し上げたとおりでございます。
ので、私どもとしてあらゆる角度から歳入確保の
ための手段を研究いたさなくてはならない。その
意味で、五十一年度にならぬかを絶対にやります
か、何かは必ずやりますかといふことをまだ申し
上げる時期ではないということしか申し上げられ
ない。

ただ、いまの御質問の中で、付加価値税とい
う名前を非常に用いていろいろな反対決議がござ
いました。いろいろと申すけれども、政府の税制調査会
での従来の答申、現在の議論というものは、付加
価値税をそのまま日本にいきなやれという議論
ではなくて、日本にこれを持つてくるときにはど
ういふ問題があるんだということをも具体的に勉強
すべき時期に来ているということだと思ひます。
したがつて、率直に申し上げて、内容の議論
がなしに、付加価値税という名前の税は悪税であ
るといふふうなきめつけていたのでは問題は片づ
かないのではないかと、そのように思ひます。

○野田(毅)委員 この問題はどの程度にしまし
て、酒の問題についてちょっとお伺ひをしたいと思います。

酒の問題については、先ほど申し上げたように、
世界各國とも非常に財政難に直面をし、その中
で特に酒、たばこ関係を中心にした財政対策とい
うものを講じてつあるわけございまして、わが
国も当然その一環として考へなければならぬので
ございまして、しかしこれだけではな

です。

現在、酒については製造あるいは卸あるいは小売といずれの段階でも免許制度が取り入れられておるわけでございますが、この前、薬局の問題について、薬事法が違憲であるという、こういう判決が出たわけでございます。当然酒の小売免許の件についても、これは従来から免許制度をやめるべきであるとかいろいろ議論があつたことは承知をしておるわけでございますが、この薬事法が違憲であるという判決が出たということによつて、なおさらこの問題の見直しといひますか、そういう必要性をいろいろ取りざたされるということがあらうと思ひます。

この問題について、そう簡単に薬事法と今回の酒の問題と一緒にして論議することはとてもできないわけでありまして、また今日まで免許制度がしかれてきたということにはそれなりの当然なる理由があるはずでございます。この点、今後においても免許制度を維持していかれるとするならば、どういふ形で、どういふふうにお考えをもち維持していかれるのか、ひとつお伺いをしたいと思ひます。

○大倉政府委員 いまさら申し上げるまでもなく、酒につきましては製造、販売ともに免許制度を現在持つております。また長年そのように続いてきておりますが、その背後にございませうか、やはり財政物資としてかなりの負担を求めている重要な歳入源である酒といふものにつきましても、酒税の保全を図るために製造、流通の各段階を通じて免許制で動かしていく、それによつて酒税の保全をいたしたいというのが基本的な考え方でございます。その意味では、今後とも、現在のような免許制度を維持することが適当ではないかと考えております。

ただ、御質問の中にごさいました薬事法に関連しての問題点が新たに意識されてきております。これにつきましては、私どもとしては、あの判決をいろいろ読んでみまして、薬事法についての薬局の距離制限は、距離制限を行わないと過当競争

が起る危険がある、過当競争が起ると不良医薬品を売る危険がある、そうすると、国民の健康に害を及ぼす危険があるというふうになつて

いる、そのつながり方は説得的でないというのが判決の要旨のようでございますが、酒の場合に、小売の免許がなくなれば乱立をして過当競争になる危険がある、それがひいては流通を混乱させ、酒税の保全に不測の影響を及ぼす危険があるといふこと、つまり公共の利益のためにという物の考え方は、薬事法の場合よりも非常に密接であり、明確であるのではないかと。その意味で、薬事法のある判決があつたから直ちに小売免許についての距離制限をやめなくてはならない、違憲の疑いがあるからやめなくてはならないといふふうには考えておりません。考えておりませんが、なお免許の実際の運用につきましては、国税庁の方で十分に変動する経済情勢に合いますように慎重な運用をしてまいりたい、そのように考えております。

○野田(毅)委員 そこで、最近各地に大型のスーパーであるとかあるいはデパートであるとかいろいろ進出をして非常な混乱をもたらしておるわけでありまして、特にそういった中で、酒の小売の免許申請をする事例がきわめて——ほとんどと申していいくらいあるわけでございます。そうなりますと、当然既存のその地域の小売の方々が大変な危機に瀕するといふようなこともあるわけでございます。この辺が、お互いの利害調整と申しますか、確かに酒税の保全という観点からだけどうもなかなか割り切れない面が出てくる。そうすると、その実際の免許制度の運用の問題について、かなり細かな配慮が必要であるかと思ひます。その辺を国税庁の方はどういふふうに向つてをされようとしておられるのか、お伺いをしたいと思ひます。

○大槻政府委員 お答え申し上げます。酒類の販売免許の付与に当たりましては、先ず御案内のように、酒類販売免許等取扱要領というものに基きまして適正に運用してきて

わけてございませうが、スーパーとかデパート等の大型店につきましては、これに免許を与える場合は、零細な既存業者に与える影響が大きい場合もございませうし、また、最近の経済情勢等も考慮いたしまして、新規免許の付与に当たりましては、慎重に運用してございませう。

〔浜田委員長代理退席、山下(元)委員長代理着席〕
実際の運用に当たつてどうしているかといふこととございませうが、大型小売店の免許については、免許基準に合致している場合でも、実際には既存業者の反対が強い場合が多いわけでございます。三十二年五月の参議院大蔵委員会における全会一致の決議の線に沿ひまして、免許の付与に当たりましては、参考として関係酒販組合の意見を徴することとしておるわけでございます。そうして、仮に反対が強い場合には、双方の立場を理解し合つて円満な解決を図るために、免許申請者と地元酒販組合の間で十分な話し合いが行われることが多いわけでございます。当庁といたしましても、反対が強いままに強引に免許をするようなことがないよう指導してございませう。

○野田(毅)委員 似たような問題は実はたばこの方にもあるわけでございます。このたばこの販売についても、免許の際距離制限というふうなものがあるわけなんです。その点はどういふふうにお考えになつておられますか。

○西沢政府委員 たばこにつきましても、先ほど主税局長の方から御説明がありましたとおりのように考えております。なお、たばこにつきましても、専売制度そのものが合憲性があるといふことにつきましては、すでに三十九年七月に最高裁の判決がございませう。それから、小売人の指定制度そのものが合憲性があるといふことにつきましても、昭和三十三年十月に東京高裁の判決がございまして、やはりわれわれといたしましては、小売人の指定制度に距離制限があることは、専売制度の目的でありま

す財政収入の確保を図るためにはぜひとも必要であるといふふうにごさいまして、薬事法の場合とはいささか事情が違うのではなからうかといふふうにごさいまして。

○野田(毅)委員 たばこの問題でお伺いをするわけですが、現在公社の納付金制度ということになつておりますが、この問題で、たしか四十六年五月に大蔵省と専売公社の間で納付金率についての覚書が取り交わされたといふようなことを伺つておるんですが、その内容、それから何のために、そういうようなものを取り交わされたのか、あるいは、どういう性格を持つものなのかということ、お伺いをしたいと思います。それから、今年度これはどういふふうにごさいましていられるのか、この点もあわせて伺ひたいと思ひます。

○西沢政府委員 現在、先生御指摘のとおり昭和四十六年五月以降大蔵省と専売公社との間で覚書が取り交わされております。それで、その内容といたしましては、日本専売公社が公社法の第四十三条の十三の規定によりまして国庫に納付する専売納付金の計算に当たつては、次の金額の合計額に相当する金額を目安としようではないかといふこととございませう。その金額でございませうけれども、一つは第一種納付金と申しております、いわば消費税に相当する部分でございまして、これは当該事業年度の製造たばこの国内販売総定価代金の五六％に相当する金額からその年度に納付いたしました地方たばこ消費税の合計額を控除した額が第一種納付金と言われているものでございませう。二番目のもの、

いたしましては、われわれ第二種納付金と呼んでおりますけれども、これはいわば法人税に相当しておる部分でございまして、その事業年度の決算上の利益から、ただいま御説明申し上げました第一種納付金を控除した金額の半分、五〇％に相当する金額でございませう。この第一種納付金と第二種納付金の両者の合計額をもって専売納付金の目安にしようではないか、こういうのが覚書の内容になつておるわけでございます。

第一類第五号 大蔵委員会議録第一号 昭和五十年十月一日

先ほど御説明申し上げましたけれども、昭和四十三年に消費税制度を導入してはどうかということが問題になりまして、われわれ、公社も含めまして鋭意消費税の導入を図ったわけでございませぬけれども、いまだ機熟せずということでそれが見送られたという経緯は、すでに先生御案内のとおりでございます。その消費税制度は見送らざるを得ませんでしたけれども、その精神といったところは、やはり何とかして実現に近づけられぬものか、公社の経営の責任の明確化あるいは財政収入の安定的な確保というふうな目的を達するために何かこれにかわるようなことができないものかということではございまして、この覚書でございまして、自來四十六年から四十九年度まではこの方針に沿いまして覚書を取り交わされておるわけでございまして。

ただし、五十年度につきましては、製造たばこの定価法の改正が国会の御審議を経て通過いたしました段階で公社と詳細打ち合わせの上取り交わす予定にいたしておったわけでございませぬけれども、まだ国会の御審議が終わっておりませんので、この定価改定が実現しました暁には、納付金率等その内容につきましては早急に検討して、早急にまた覚書を取り交わしたい、かように考えております。

○野田(総)委員 実はいまお話があったのですが、消費税制度に移行したらどうかという議論がかなりあるわけですが、そうなりますと制度が移行したら、現在も公社は要らぬじゃないか、いっそのこと民営に移管したらどうかというように議論も実は一方であるわけです。この問題は、実は現在のいろいろ検討しておりますスト権問題なんかにも絡んで、民営移管論というのがあるわけなのですが、これは公社にお聞きするのは余り適當でないと思うのですが、こういった民営移管論というふうな問題について、監理官、どうお考えになりますか。

○西沢政府委員 消費税制度を導入する必要があるということにつきましては、税調初め各種の

審議会におきましてはおおむねの御賛同を得ておるところだと思っております。

しかしながら、先ほど御説明申し上げましたとおり機はまだ機熟せず、消費税制度をストリートに導入することはいまだ実現いたしておらないわけでございまして。将来ともわれわれとしましては消費税制度を導入していかねなければならぬという基本方針には変わりはないわけでございまして、引き続き検討を進めていっておる、いかなければならぬわけでございますが、その際、たゞいま先生御指摘のとおり、その専売制度とたゞいまの消費税制度というものが一体両立するのきしないのかということがしばしば議論になっております。

この点につきましては、昭和四十三年の財政制度審議会の答申にも書いてございますけれども、消費税制度と専売制度とは矛盾するものではないというふうな指摘もちょうだいいたしております。現にたばこ消費税制度は、専売国でありましてフランスとかイタリヤ、オーストリア、そういった国におきましては、専売制度と形はいろいろございませぬけれども、いわば公社制度というものも矛盾してない状態で現存しておるわけでございまして。したがって、われわれとしては専売制度と消費税制度とは、理論的にも実際的にも矛盾しているものではない、両立できるのではないかと、いふふうに考えております。

○野田(総)委員 次に、葉たばこの問題についてお伺いしたいのですが、このところ輸入がかなりふえて国内産葉のシェアが非常に低下してきているというふうな状況にあるわけなんです。特に今度も石油がまた一割上がるとかいろいろな事柄が出てきておるし、また輸出が、外国の環境が思わしくないというふうなことで、今後外貨問題もわが国の経済運営にとって非常に大きな問題となってくると思うのです。そうした中において、せっかくこれは、奨励をすれば国内産葉がもっともつと使えるはずであります、この点のシェアをふやす、つまりもっと生産奨励といま

すか、そういうところに本腰を入れていってもいいのではないか。確かにコストの面では公社はその分かなりかぶっているというような厳しいことはあるかもしれませぬけれども、もっと全体の大きな目で見れば、外貨問題ということも考えれば、日本全体としてのコストというものは、かえってその方が安上がりではないか。そこでまあいろいろ品質の問題もありましょう、そうしたこともありましょうから、その国内産葉たばこの品質向上のための生産農家に対する何らかの奨励措置といえますか、そういうふうなこともないものだろうかというふうな考えておるのですが、その点はいかががでしょうか。

○泉説明員 現在専売公社でつくっておりますたばこに使用する原料葉につきましては、本年は外葉の、輸入葉の使用率が約三〇%、国内産葉が七〇%になっております。ところが、御案内のように国内産葉は昭和四十二年以降だんだん耕作者数及び耕作面積が減少してまいりまして、その結果、国内産葉の生産量が減ってまいりまして、その結果、他方、製造たばこの需要は年々約五、六%ずつふえてまいりまして、その間にギャップを生じて、従前は輸入葉といたしましては、いわゆる香嗅味のためのアメリカの黄色パレー、それからオリアント葉を中心としてそれを輸入していくということであつたわけでありまして、国内産葉が減少してまいりますために原料が間に合いませんので、それ以外に緩和料あるいは補充料としての葉たばこを輸入せざるを得ない状況になって、先ほど申し上げましたように、本年度は輸入葉の使用率が三〇%に達しておるわけでありまして、今後、国内産葉の生産がふえませんと、この輸入葉の使用率は三〇%から三五%といたうにだんだん上がっていく傾向にございます。

私どもとしましては、昭和四十八年から生産対策を講じて、国内産葉たばこにつきましては生産の合理化を行って、できるだけコストを安く、多量につくるようにということを中心がけておつたわけですが、なかなかその効果があらわれま

せんでしたが、本年度ようやく、前年に比べまして約三千ヘクタールほど耕作面積がふえました。明年も恐らく二千数百ヘクタールふえるのではなからうかと期待されておるのであります。

しかし、この程度の増加では、先ほど申し上げましたような製造たばこに対する需要の増加に必要なだけの生産葉は確保できませんので、何とかして今後とも生産対策を講じて生産の合理化を行う。何としても葉たばこにおきまして一番問題なのは労働時間が非常に多いということでありまして、種類によって違いますが、現在平均約四百五十時間ほど要しておるのであります。これを合理化して、まあ今後十年の間には約半分の労働時間で済むようにしていきたい。と同時に、病害抵抗性を持った多収性の品種を導入してそれをつくってもらふことによつて、同じ耕作面積でも収量を上げていくという方向を考えておるのであります。

四十八年以降の生産対策を講じたことによりまして、乾燥室あるいは機械の導入、共同苗床といったものはかなり普及いたしておりますけれども、わが国のたばこ耕地は、御案内のように一筆当りの面積が小さいものですから、なかなか機械の導入ができません。のみならず、平たん地だけではなしに傾斜地も相当多いといったようなことから、機械の導入にも限界があるというところでございまして、私どもとしましては、稲作の場合に日本的な機械を使用することによって大いに労働時間を少なくした点を模範といたしまして、たばこ耕作につきましても、平たん地には平たん地、傾斜地には傾斜地に適するような機械を開発いたしまして、それを導入することによつて労働時間を少なくし、たばこ作といふものがたばこ作農家にとつて魅力のあるものになるようにしていきたい、こういうことを考えておる次第でございます。

○野田(総)委員 いま国内産の葉たばこの生産奨励でいろいろ頭を悩ましておられる話をお伺いしたのですが、私ども実際に見ておりますと、確かに米に比べて五倍ぐらい労働がきつまいというふう

な話もございませうが、それだけではなくて、やはり納納価格の問題もあるかと思ひます。率直に申し上げてことしふえたのは、やはり去年四四％を超え大幅な納納価格の引き上げがあったからでありますし、またことしの場合、いろいろの苦勞願ひをしまして一四・九という数字になつたわけでありませうが、結局は、技術的あるいは労働の問題と同時に、やはり値段の問題が、実は今日の農政において、たばこも同じであります、根幹をなすものであらうと思ひます。

そこで先般、これは農林省から出されたのです、総合食糧政策というものが出来て、御承知と思ひますが、今後三年間稲転を奨励していくんだ、その稲転の奨励対象の中に麦であるとかあるいは大豆であるとかあるいは飼料作物、こういうたいわゆる食糧が中心になつておるといふことなんでしょう。そこでいろいろ考へておると、こういう奨励対象になつていくものは転作奨励が出てくる。ところが、たばこは現在、食糧ではないためにその奨励対象には実はない、その中で、地域的な特産物といふか、そういうものについては一応特認作物として、それぞれの地域で相談をしながら奨励対象に入れていくというふうな考へ方もあるようございませう。

たばこの場合、話を聞いてみますと、なかなか病害の問題もあって連作がきかない。結局、畑ばっかりでやると病害が発生する。したがって、畑とたばこと水田、またたばこと水田、こういうふうなスイッチをやつていくと、そういう問題も解消する。だから何とかそういうふうな場合にこの転作の奨励の対象になるということであるならば、恐らく総裁が御心配にならなくとも、逆にふえ過ぎて困るぐらいは出てくるのではなからうかと考へるわけなんです、少なくともこの特認作物として転作奨励の対象にしてみらえるように、ひとつ公社の方からも農林省と御協議をいた

だきたいと思ひます、その辺、あるいはすでに検討が始まつているのかどうか、その現在の進捗状況といひますか、検討の状況をお聞かせいた

きたいと思ひます。

○泉説明員 お話のように、従来からございまして稲作転換奨励金は本年度限りということになつておりまして、農林省の方におかれましては、来年度以降、水田総合利用対策ということで、原則として食糧作物に限って奨励金を交付して水田の総合利用を図つていきたいという考へ方のご意旨でございます。したがって、原則は食糧作物に限られておりました、たばこは食糧作物ではございせんので、その原則の方には入りませぬけれども、お話のように、各地方ごとに特認作物というものが奨励金の対象になることになつております。わが国におきましては、西日本を中心として、先にたばこをつくりまして、たばこをつくられた後を水田に利用するということがかなり広がられておるのでございまして、また、そういうふうな水田にたばこをつくる場合には、従来、稲作転換奨励金をいたしておたような実績もございませぬので、私どもとしては、お話の特認作物としてそういう地域に限つてたばこを奨励金の対象作物に加えていただきたいということとを農林省に陳情申し上げる最中ございまして、農林省のお話では、種々検討しているが、その結論はもう少し先にならぬと出ないというふうなお話でございまして、私どもとしては、ぜひそういう特認作物の対象に葉たばこがなりますよう祈つておるような次第でございませぬ。

○野田(穀)委員 ぜひがんばつていただきたいと思ひます。それから、これはたばこの小売の方なんです、今年度の定価改定で、実は最初は五月実施というところで、かなり自動販売機が普及をいたしておりました。そういうようなところが定価改定に備えて大分いろいろ改造して実はそのままになっておる、非常に困つておるといふような話をよく聞かされておるわけでも、この辺いまま事情はどうなつておるのでしょうか。

○泉説明員 現在たばこに使われている自動販売機が十六万台余りございませぬ中で、定価改定が行

われませぬと、その改装を要するものが約十三万台ほどございませぬ。前回の国会で衆議院を通過して参議院へ参りまして相当時間もかかつておるもので、これは定価改定が実施されるに違ひないといふことだから、小売の方はその改装をある程度されたようでありませぬ、また改装以外に新しく定価改定後の価格に対応できる自動販売機を購入された方もあるようございまして、全部詳細には調査いたしておりませぬけれども、改装すべき台数の約七、八割はすでに改装を終えておられまして、定価改定がおくられておるために、せつかく改装したものが十分に活用できなくて困つておられるというお話はしばしば承るところでございまして、私どもとしては、本来ならば、この定価改定ということは専売公社の方で行うことでありますので、できれば改装に要する経費の補助金でも差し上げたいということとで予算の要求はいたしたこともあつたわけでありませぬけれども、その予算の折衝の過程におきまして、たばこ小売組合としては、やはり歩率が一番大事なので歩率の改定を早くお願いしたい、自動販売機は小売人の責任において改装する、こういうことで予算は要らないということに落ちついておつたわけでありませぬけれども、このような事態になりまして、大

変小売人の方に申しわけないと思つておりました、小売人の方にはそういう意味で公社の微意を表す措置を講じてまいつておりましたが、それにいたしまして、できるだけ早く定価改定が実施されまして、せつかく新しく買いかえた自動販売機なりあるいは改装された自動販売機がフルにその効用を發揮するようになってもらいたいものだ、このように祈つておる次第でございませぬ。

○野田(穀)委員 以上で一応私の質問を終わりますが、いまの総裁のお話のとおり、単にこの定価改定問題が延びればその分だけ國の財政面で非常に大きな損失をこうむるといふことだけでなくて、すでに本来五月に実施すべき、その本来の姿を予定したそういう方々がこういうふうな不利の事態といひますか、非常に困つた事態のため

にかえて不利益を受けるというような非常に嘆かわしい事態をもたらしておるわけではございませぬ。われわれもすでに前回の通常国会においても非常に長い時間をかけて慎重審議をした結果もございませぬ。この問題について心からの賛同の意を強く表明して私の質問を終わります。(拍手)

○山下(二)委員 長代理 村山達雄君。村山(達)委員 いままで同僚諸君から酒、たばこの値上げについてのいろいろなやむを得ないという理由を政府に聞いたわけでありませぬが、私はそれらの問題に触れるわけではありませぬが、少し先の話をし政府の方からお聞きしたいと思ひます。

一つはたばこの問題でございませぬが、先ほど消費税制度の導入という問題があつたわけではございませぬ。私も賛成でございまして、いまの納付金制度を見ておると、実は納付金というのは従量税でもない。原価がだんだん上がつてまいりますと、当然税の従量税としての自然減税分と、それから原価がだんだん上がつていくというそれが全部定価の方にし寄せになりまして、そして納付金がだんだん減つていくわけではございませぬ。定価の改定ということは実はその二つの問題を含んでいくわけではございませぬが、なかなか國民にはわかりにくいのでございませぬ。したがって、今後財政収入の安定を期するという意味から言ひましても、やはりいまのたばこ消費税と同じような

あれと同じ仕組みでなくともよろしゅうございませぬが、従量税として税は國として一体幾ら取つておるのだ、それからたばこ消費税を合せておるだけの益金率になつておるのか、その点をやはり明白にした方がいひたいと思ひます。そして、毎年毎年の原価の値上がりでございませぬけれども、これは、もう言うまでもなく原料葉たばこあるいはその他の原料が上がつていく、あるいは賃金が上がつていくわけではございませぬから、それ自身一つの公社のコスト計算の問題でございませぬから、その分はその分としてやはり機動的に改正していった方が合理的ではないか。

ただその場合、もしそういう制度にいたしますと、現在の日本の法律制度から言いますと、増税はやはり法律事項でございますが、原価の改定に基づく定価の改定も恐らく財政法第何条かで当然国会の承認を要することになると思うのでございませうけれども、これはもう私の意見でございますけれども、それはほとんど必要のないことじやないであらうか。やはりコストを割ってやるという事業はあらゆる面で成り立たぬわけでございますから、当然それは、いま米の値段を改定する場合に法律事項から特例法で外しておるわけでございますから、その分はやはり外して行く、こういう仕組みを持った方が国民にもわかりやすいし、そして増税を何遍もやらなくても済む、改定を何遍もやらなくても済むということにもなりましようし、原価の値上りに基づく改定はその都度必要に応じてやっていくという習慣をつけた方が、国の制度としても、また国民にもわかりやすいと思うのでございませうが、その辺に関する考え方はどうでございませうか。

○西沢政府委員 ただいま先生から御指摘のございました点については全くそのとおりであらうと思ひます。

消費税制度を導入することにつきましては、これは先ほど来御説明申し上げておりますとおり、われわれも公社もひとしくその必要性を痛感いたしておるわけでございます。なお、税調なりあるいはその他の専売事業審議会等々におきましても、消費税制度を導入すべきであるということも、昭和三十九年に消費税制度を導入すべく鋭意努力をいたしたわけでございます。しかしながら諸般の事情によりまして、これが実現をしないまま今日に至っておるわけでございます。

考えてみますると、その諸般の情勢の中には幾つかの理由があるかと思ひますが、一つにはただいま先生から御指摘がありましたとおり、消費税制度を導入したその上にさらに現在のような製造たばこ定価法というものが要るのか要らないの

か。われわれから申し上げさせていただきますならば、現在、製造たばこ定価法があること自体は、いわば租税法定主義の延長であるのではないかとこのふうに考えております。したがって、租税法定主義のたてまえからいいますれば、消費税制度をとり、この改定につきましてはあるいは変化につきましては、当然、国会の御審議をいたさなければなりませんけれども、消費税制度を導入し、その上にさらにもう一つ定価改定についての枠がなくてもいいんではないかというふうなわれわれも考えておりますけれども、果たしてそういうふうにいけるものかどうか。あるいは現在の製造たばこ定価法のようなものではなくて、もう少し一般的な原理原則を決めたような規定にとどめるというののも一つの方法ではないかと思ひますけれども、いずれにしても、製造定価法と消費税制度とどういうふうな両立をさせるのか、あるいは一方だけあればいいのかわかるといふふうなことが一つの問題でございませう。

〔山下(元)委員長代理退席、委員長着席〕

それから二番目の問題としましては、これは専売事業全般を取り巻きます関係者の理解と協力の問題でございませう。具体的に申し上げますれば、葉たばこの耕作者の皆さん方あるいは小売店の皆さん方あるいはその他の専売公社の関係者の中で、消費税制度というものが長い目で見て専売事業の発展のために必要であるという御認識をいたさなければならぬわけですが、この点につきましては、それぞれメリット、デメリットがございますので、先般の四十三年のときにはこの関係者の方々の御理解が十分に得られなかったというふうなことが一つございませう。

それから三番目の大きな問題としましては、やはり経済全般が落ちついてまいりませんと、仮に消費税制度を導入した、製造たばこ定価法は残ったというふうなことを考えてみますと、原価が上昇した分がそのまましっくりと定価の方に反映できないということになりますれば、これは専売公社が赤字に直ちになるというふうな事態にもな

りかねないということがございませうので、やはり経済全般が落ちついてくるというふうなことも導入をするための一つの大きな前提条件になるのではないかとこのふうに考えております。

こういいたらいろいろ問題がございませうけれども、基本的には、先生からただいま御示唆がございましたように、消費税制度を導入し、定価の改定についていま少し弾力的な方向でやれるようにしていただけないものかというふうなことを考えておるわけでございます。その点、先生の御意見に全く同感でございます。

○村山(達)委員 問題は、その消費税制度を導入したときに、原価の値上がり分に対してそれを一々法律事項で改正するのでは手続が二重になるわけでございますから、これを法律事項から外すということについては国民のコンセンサスを得るということが最も大事な点であると思うわけでございます。政府の方もそのことを大いにPRしていただきたいということを特に希望しておきます。

それから第二に、先ほど問題になりました、現在の制度でありましてまた消費税制度をとりまして同じ問題でございませうけれども、現在の専売制度と民営制度の優劣の話なのでございませうが、私たちがいますと皆さんから資料をもらって見ておきますと、日本の労賃は、いまほとんど欧米並みになっておる。原料葉たばこは恐らく反当たり生産性は高いと思ひますけれども、どうしても経営規模が小そうございませうから、やはりコスト高でもって外国の葉たばこより割高にしているんじゃないだろうかと思ひます。しかし、でき上がったものを定価で見ますと、先ほどもお話がありましたように、ほかの国に比べれば、いや三分の一だとか二分の一だとか、専売制度をとっておるところに比べてもなお五割以下になつておるといふこと、これは要するに先ほど総裁からお答えがあったのですけれども、やはり規模の利益が完全に出ているのじやないだろうか、もちろん今後とも合理化を進めてもらわなければ

ならぬわけでございますけれども、やはり専売制度によって比較的低廉なものを国民に供給しているということについてもっと自信を持っていいんじゃないだろうか。つまり消費者の立場から言いますと、現在の専売制度というものは非常に生産性を上げておるんじゃないかという感じが、いろんな統計を見るとどうしてもせざるを得ないわけでございますが、その辺皆さんはもうちょっと自信を持っていい、私はそう思うのでございませうが、皆さんどういふふうなことを考えておるか、考え方を聞きたいと思ひます。

○西沢政府委員 ただいま先生御指摘になりましたとおり、やはりわが国の場合には唯一の専売公社がたばこの製造、販売をやっておりますために、規模の利益というものがあつては事実でございます。また公社が企業合理化のためにできるだけのことを従来もやっておりますし、また今後とも引き続きその方向で努力していかねばならないことは当然といたしまして、現在の専売公社制度のもとで、われわれとしては引き続き最善を尽くしていくということが筋道であらうかと思ひます。

消費税制度と専売制度につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、これは両立ができませんし、また現に専売国であります国におきましても、消費税制度と専売制度というものが両立しておるわけでございますので、決して矛盾するものとは思っておりません。

○村山(達)委員 酒税についてちょっとお伺いたいのですが、これは今度の改正案とは直接関係ないのでございませうが、いろいろ酒類の種類ごとのいまの上がり方を見ておきますと、御案内のように日本酒についての将来が非常に心配になるわけでございます。ほかの業種は御案内のようにかなり大きな規模でやっておりますが、日本酒はいま三千ばかりの零細企業がやっております、その二割ぐらいは現在恐らく赤字ではないだろうか、それで三割ぐらいのものは恐らく利益が年間五十万以下ぐらいいはないかと思っております。

数字は結構でございます。私の感じをいま申し上げておるわけです。しかしこの傾向は私はますます激しくなると思っております。一つは嗜好の変化という問題がありまして、日本酒よりも洋酒とかビールに行くという問題もあるかもしれませぬ。

しかし私はそれを言うのではなくて、嗜好の変化は消費者の選択でございますけれども、いま原料価格の値上りの競争関係でございます。言うまでもなく日本酒は米を中心に行っているわけでございますし、それから他のものは麦を中心に行っているわけでございます。最近のこの二、三年間をずっと見てみますと、米の方は食糧制度によりまして管理米価格が決まってくる。自主流通米については、軌道に乗せなければならぬわけでございますから、ある程度の補助金を出してやっているわけでございます。酒の方もその補助金には均てんさせていたでいるわけでございます。しかし、補助金をもらった後の米の値上がり状況を見ますと、たしかこの四年間ぐらいで五割ぐらいい上がっているわけでございます。しかし一方、麦の方は国際価格でもって決まっております。この値上がり率はこの四、五年間で私は二割ぐらいいだと思っておりますのでございます。総原価の中で幾ら占めるかわかりませぬけれども、醸造費の中に占める米の比率は大体六割程度でございます。とにかく日本酒とその他のものは、いまの食糧制度からくることから言いますと、そしてまた将来逆さやが漸次解消するといえますと、いまのような値上りの格差はますます拡大せざるを得ないわけでございます。

そこで、業界がこれにどういふふうに対応するかという問題も一つありますけれども、税制の上でも一つの問題点を投げかけているのじやなからうか。こういうことを突然質問するわけでございますが、どうかその辺を、担税力というものは一体何かという原点上立ち返って、日本酒の担税力それからその他の酒類の担税力、こういったものを

を単純に小売価格に対して何割がいいんだというようになことだけでなくて、もう少し原点上立ち返って、担税力というのは一体何か、負担の公平というのはい体何か、そこにいまの酒税を何らか工夫する余地があるかどうかというような問題をぜひ考えていただきたいと思っております。

突然申し上げましたからなかなか実感が出ないかもしれませんが、ひとつ希望しておきまして、何か感想がありましたらお伺いしたいわけでございます。

○大倉政府委員 ただいまの村山委員の御指摘は、今後の問題として、非常に重要な問題であるかと私も考えております。いま御審議をお願いしております改正案は、実は四十三年以来のいわゆる消費税のおくれ、従量税率によるためのおくれを取り戻すということに主眼が置かれておりますけれども、それにしても、仮にそのおくれを全部取り戻すとすれば約四千億ぐらいい増税を考えなくてはならない計算になるかと思っております。これに対して、千億そこそこの増税の案でいまお願いしているわけでございますから、その意味では完全な取り戻しはとていできていない。したがって、おっしゃる酒類の種類別のパランスの問題もあるけれども、この際はほぼ同じ比率でみんなを戻していこうという考え方ででき上がっておりますように私は理解しております。

ただその場合でも、おっしゃる清酒の問題はかなり意識されておる。低価格酒を据え置きたいということと二級酒を据え置きたいという中で、やはり清酒の二級の問題はかなり意識されておる。同様に、ほかの種類をほぼ同じ比率で負担増を考えながら、清酒の二級は特級に比べて若干下げておるといふあたりにも、いまの問題がかなり意識されて今回の改正案になっておると思っております。

幸いに今回の法律を成立させていただいた後で、またいづれかの機会に従量税率によるものと従価税のものとのあわせまして、もう一度酒税の構造を見直さなくてはならない時期があらうかと思

いますが、そのときには、それまでの間の消費の移り方、酒類の種類別のコストの上がり方、それらを含めまして、村山委員御指摘のように、種類の負担のバランスというのはどうあつたらいいのかわかることをもう一遍根元から吟味してみたいことはどういふ必要になるかと考えております。

○村山委員 その問題に関連して、私もまだはつきり私自身結論が出ておるわけではなく、とおいつ考えているのでございますけれども、今度日本酒の方の側から申しますと、業界ではやはり生産量がどうしても多過ぎる、それがだぶついて買手市場になっておる、こういう問題が一つあるんじゃないか。それからもう一つは、戦前までさかのぼるわけでもございせんけれども、昔の日本酒というものはそれ地酒ごと特色がありまして、つきり歩合からいいますと甘口、辛口ありいろいろあつたわけでございますから、かなり多方面の嗜好に依り得たと思っております。戦後はほとんど三倍増でございまして、極端に言うところの酒を飲んでもみんな同じような甘口ばかり出ておる。だから、こういったところにも、これはむしろ業界の問題かもしれない。あるいはまた、当時考えますと、当時は造石税でございまして、どんな酒をつくっても一種の商売の妙味はあつたわけでございます。それが現在はいろいろな負担の公平という角度から級別ができ、特にまた従量税と従価税というものができておる。そこで嗜好に合わせるという問題とそれから税制の公平あるいは税収の確保という問題をどのように調和したらいいのか、私にも余り結論がないのでございますが、その辺が非常にむずかしい問題じゃないだろうか。

特にその辺について感じますのは、たとえば日本酒で言いますと、いま特級酒でも従価、従量別があるのは御承知のとおりでございます。従価税のかかっておる酒のウェイトというものがほとんど伸びない。つまりあそこは妙味がないわけでございますから、みんな従量税いっぱいのところ

しか伸びてこない。これは恐らく、ちょうど物品税の免税点と同じような作用をいたしまして免税点以下のところに物が集中する。だから税制の仕組みもやはり一つ関係してきやしないだろうか。だから従価税とそれから従量税を置いておることからなかなか従価税に行かない。この辺がやはり税制プロパーの問題とそれから消費者の利益の問題とも結びついてくるんじゃないだろうか。さらばいまだどうしたらいいかという結論は私もないのでございまして、その辺も一つ問題点として取り上げていただきたい、これはお答え要りませぬ。希望しておきます。

それから、これは主税局長に伺いたいわけでございますが、日本の税制は、御案内のように、累進税率とるものありあるいは比例税率とるものあり、それも従価それから従量、定額と、三つばかりあるわけでございます。そして定額税と従量税というものは、やや似たものだろうと私は思っております。言ってみますと、累進税率、比例税率、あるいは定額税率と、三つに分けられると思っております。いままで、昭和二十五年から昭和五十年まで、平年度減税がこんなにあつた国はどの国もないと思っております。諸外国はほとんど、増減税出しますと、恐らくプラス・マイナス・ゼロぐらいいなつていやせぬだろうか。若干あるところでは増税、あるところでは減税、ほとんどプラス・マイナス・ゼロぐらいいのものがはかの先進国では出ておるのじやなからうか。日本は二十五年から五十年で、平年度計算だけで、たしか直接税ではこの二十五年間で四兆七千億ぐらいい減税しておつたように覚えております。逆に間接税の方は形式的には増税になっておるわけでございますが、恐らく五千億から八千億ぐらいい増税になっておると思っております。

しかし、考えてみますと、直間の比率はまさに逆転いたしました。減税をやっておる方の直接税のウェイトがどんどんふえておる、それから増税をやっている方の間接税のウェイトはどんどん減

少になっておる。これは恐らく、ちょうど物品税の免税点と同じような作用をいたしまして免税点以下のところに物が集中する。だから税制の仕組みもやはり一つ関係してきやしないだろうか。だから従価税とそれから従量税を置いておることからなかなか従価税に行かない。この辺がやはり税制プロパーの問題とそれから消費者の利益の問題とも結びついてくるんじゃないだろうか。さらばいまだどうしたらいいかという結論は私もないのでございまして、その辺も一つ問題点として取り上げていただきたい、これはお答え要りませぬ。希望しておきます。

っているわけでございますから、そのことから何が言えるかということになれば、当然のことでございますけれども、定額税というものをほっておけば、国民経済がどんどん伸びていくときには自然減税になっているに違いない。それから比例税率はちょうど中立でございますし、それから累進税率は実質的な所得が増加した分だけ累進税率がかかるのでなくて、名目的部分にまで累進税率がかかるわけでございますから、その当時盛られた、ある時点で決められた累進税率以降、もし名目所得がずっと伸びるとすれば実質的には税負担は増加する。自然増税が起きていると言わざるを得ないんじゃないだろうか。

そういうことで、片方、増税した方がどんどん比率が減っていく、それから減税した方が逆にウェイトが高まっていくということは、そういう税率構造の持つておる経済的な性質から来ているんじゃないかと私は思っておりますが、この点は主税局のお考えはどんなふうにお考えをうかがいますか。

○大倉政府委員 ただいまの村山委員の御指摘は、私も結論としては同じような考え方を持つております。ただ、強いて申せば、一つ日本の場合の間接税は、やはり課税範囲が外国の制度に比べてかなり狭い。個別消費税率をとってあるところにも若干の問題があるのかもしれない。同時に、個別消費税率の中で従来かなりのウェイトを持つておった酒が従量税であるということ、間接税の課税範囲と、課税範囲の中の比例税率ないし従量税率と、定額税との割り振りの問題、その仕組みがどうしてもある程度経済成長を前提にしたときに、何もしなければどんどん間接税のウェイトが下がっていくという、一種のそういう基礎構造になっているという点は私御指摘のおりだと思えます。

○村山(達)委員 それから、これも希望でございますが、先ほどの大臣の御答弁の中で、日本の税率構造というものは、単に個別の税だけでもってこれが逆進だとかあるいはこれが累進だとかいう

ことでなくて、税制全体としてどのような累進性を持つておるのか、それを所得階級別に出すということ、これはかつて家計調査をやりまして出したことはあるのですが、最近比較的那やうな議論が行われていない。したがって、一つ一つを取り出して功罪を論ずるといふ風潮が非常に強いと思っておりますが、財政は当然そういうことでやっていたら、実証的にそれをせよ出していただいて、そして国民にそのことを強く理解していただく。税制が全体としてどれくらい所得再分配に寄与しているかということとを直間を合わせて出すようにしていただきたいと思います。これは希望しておきますけれども、この辺についてのお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思えます。

○大倉政府委員 私どもとしましては、ただいま御指摘のような分析は非常に重要なことだと考えております。ただ、御承知のとおり、四十三年が一新新しいと思えますけれども、家計調査をもとにしまして、家計調査の中の消費の態様をベースにして間接税負担を所得階級別に試算してみたいと思っております。ただ、これは家計調査そのものが御承知のようになりサンプル数が少ないとか、それから所得階級別に分けるのに、統計的にそれをそのまま全世帯に引き伸ばしていいかどうかというふうないろいろなむずかしさがございます。御指摘のような勉強は私どもとして続けてみたいと思っておりますけれども、いまのところ家計調査以外にそういうものがないというところで非常に悩んでおります。家計調査を使ってみればこういうことになるということぐらひは、これは大分時間がかかる話でございますが、今後勉強してみたいと思っておりますが、国民全部にそれを広げて議論をするのにそれがたえ得るほどのものになるかどうか、その点についてはなお若干の疑問が残っておりますという感じがいたします。

○村山(達)委員 それでは、最後に大蔵大臣にひとつ御希望を申し上げておきたいと思えます。いま歳入欠陥が非常に伝えられているわけでござ

いますが、これはよく見てみますと、やはり経済の見通しがかなり違ってきた。特に法人面における分配所得の見通しが大きく違ってきたということが法人税の大変な減収をもたらしたと思っております。そのことはいずれ手当てをするわけでございますけれども、われわれは財政の機能といたしまして、資源再配分とかあるいは所得再配分という問題と同時に、財政は景気調整機能がかかなり大きな問題になるに違いないと思っております。いままで高度成長の二十年間、補正予算の財源が本当に出たということと、実際は論理的な話ではありませんが、全く高度成長が補正予算の財源をたまたまつくり出したと言わざるを得ないと思っております。

そういう意味で、今後減速経済が予想されるときでございますから、財政は当然景気調整についても配慮するところがなければならぬと思っております。伝えられる今後赤字公債を出さざるを得ないということも、逆から言いますと、消極的な意味の景気調整機能であろうと私は思うのです。歳出を急に減らすとか増税するということではできませんから、これはまた不況対策の方には当然でございますけれども、赤字でここを泳ぐということも、逆の意味、消極的な意味では私は景気対策の一つであろうと思っております。

ただ、こういう形でスタートした、いわば財政の弾力性が赤字の方から入ったということはきわめて残念なことでございますが、今後、先の話になるかもしれないけれども、だんだん自然増収がよけい出てきたようなときには、逆の意味で、景気調整のための積立金のようなものを歳出項目に立てておくということがどうしても必要になってくるんじゃないだろうか。財政はそんなに上げたり下げたりすることはできません。しかし景気の方は遠慮なしに世界経済の波で洗われてくるわけでござ

いますから、当然普通歳入には大きな波動があるに違いないのでございます。今後こういうことを一つの機会にいたしまして、ぜひ財政に弾力性を

を持たせるように財政制度その他、必要とあれば法律改正をも辞さぬというふうなことでいくべきだと考えているわけでございますが、この点に関する大臣の御所見を承って、私の質問を終わります。

○大平國務大臣 財政は資源配分機能ばかりではなく、いま村山委員が御指摘のよう景気調整機能を十全に果たしてまいる責任があると思っております。したがって、去年の補正段階から歳入欠陥が明瞭になってまいりましたけれども、政府といたしましては、歳出は歳出としてなるべくおやりやっていたらどうかということにいたしまして、歳入不足の補てんにいま奔走いたしておりますゆえんのも、ただいま景気がこのように落ち込んだ段階でありますし、雇用の不安が伝えられておるわけでございますので、何としても景気を支えて、経済を支えてまいらなければならぬ、雇用を維持してまいらなければならぬという願いから出たものにはかならないわけでございます。したがって、今度の公債の増発にいたしましたも、いま申しましたように、あなたの言われる景気調整機能を十全に果たしていかなければならぬという責任に立脚したものであると御理解をいただきたいと思えます。

しかし、いよいよ財源に弾力が出てまいりましたならば、将来に備えて準備金あるいは積立金を財政の中に持つておくべきではないかというお考えでございますので、政府としても十分検討いたしましたと思っておりますが、目下まだそういう余裕はないことは御案内のとおりでございます。

○互委員 ……(発言する者多く、聴取不能)質疑を終局されんことを望みます。

○上村委員長 互君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔発言する者、離席する者多し〕

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

○山下(元)委員長代理 互君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔発言する者、離席する者多し〕

○山下(元)委員長代理 起立給員。よって、決しました。(発言する者多し)

○山下(元)委員長代理 次に、たばこ……(発言する者多し、聴取不能)……起立を求めます。

○山下(元)委員長代理 ……よって、両案は決しました。

「発言する者多し、聴取不能」
○山下(元)委員長代理 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十二分散会

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律

酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「及び第八号第四号」を、「第八号第三号及び第十八号第一項第二号」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第六号の三第六項を次のように改める。

6 酒類製造者(第七号第一項に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ)又は酒類販売業者(第十号第二項に規定する酒類販売業者をいう)が、酒類の製造場又は保税地域以外の場所酒類を詰め替え又は改装して当該場所から販売のため移出した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該詰め替え又は改装をした者を当該酒類の酒類製造業者とみなし、当該場所を当該酒類の製造場とみなす。

一 当該酒類(当該詰め替え又は改装をする前に、おいて、第二十二号第一項第六号イ(3)に掲げる酒類に当該酒類に限る)の当該移出の時に定める価格(当該者が第二十二号の第三項第一号に規定する者であるとみなして同項の規定により算出した金額に第二十二号第一

項第六号イ(3)に規定する税率(当該酒類が同条第二項の規定に該当する場合には、同項に規定する税率。以下この号、同条第五項及び第二十二号の五第一項において「果実酒の従量下位税率」という)により算出した金額を加えた金額をいう)が、当該酒類の第二十二号第一項第六号イ(2)に規定する果実酒の従量下位税率適用最高限度額に当該酒類につき果実酒の従量下位税率により算出した金額を加えた金額を超える場合(次号に該当する場合を除く)。

二 当該酒類の当該移出の時に定める価格(当該者が第二十二号の三第一項第一号に規定する者であるものとみなして同号の規定により算出した金額に第二十二号に規定する税率により算出した金額を加えた金額をいう)が、当該酒類の第二十二号の二に規定する従価税の非課税最高限度額に当該酒類につき第二十二号に規定する税率により算出した金額を加えた金額を超える場合

第八号各号列記以外の部分中「、もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に、「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同条第一号中「、もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「又はこうじ」を削り、同条第四号中「、もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改め、同条第五号及び第六号を削る。

第十三号中「、もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改める。

第十五号及び第十六号第一項中「、もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改める。

第十八号の見出し中「販売業の開業等」を「製造又は販売業の開業等」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「販売業者は、その販売業を廃止」を「製造者又は販売業者は、その製造の全部若しくは一部の廃止をしたとき又はその販売業の廃止を」に、「一部を廃止」を、「一部を廃止を」に、「当該販売場」を「当該製造の

廃止に係る製造場の所在地又は当該販売場」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「販売業者」を「販売業者又は販売業者」に、「販売場」を「製造場又は販売場」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項ただし書中「但し、こうじの製造免許を受けた者がその免許を受けた」を「ただし、前項の申告をしたこうじの製造者がその申告に係る」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

こうじを製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

一 酒類製造業者又は酒母等の製造者が、その免許を受けた製造場において、当該酒類又は酒母若しくはもろみの製造の用に供するため、こうじを製造する場合

二 アルコール専売法の規定によりアルコールの製造の特許、許可又は委託を受けた者が、当該アルコールの製造の用に供するため、こうじを製造する場合

三 自己又は同居の親族の食用に供するためこうじを製造する場合(酒類の原料とするため製造する場合を除く)

四 みそ又はしょうゆの製造業者が、その製造場において、みそ又はしょうゆの製造の用に供するため、こうじを製造する場合

第十九号の見出し中「相続」を「相続等」に改め、同条第二項中「住所」を「住所等」に改め、同条第二項中「、もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改め、同条に次の二項を加える。

5 前項の規定は、合併によりこうじの製造業又は販売業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続があつた日」及び「当該相続が開始した日」とあるのは「当該合併があつた日」と読み替えるものとする。

第二十条第二項中「、もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に、「もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改め、同条第四項中「、もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改める。

第二十二号第一項第一号中「二十八万五千四百円」を「三十四万九千円」に、「こえる」を「超える」に、「一万七千八百四十円」を「二万八千二百円」に、「二十一万四千四百円」を「二十六万七千七百二十円」に、「十七万四千三百円」を「二十万四千円」に、「一万一千二百五十円」を「一万二千九百三十円」に、「十二万九千三百円」を「十四万八千六百八十円」に改め、同条第二号(2)、第三号及び第四号中「こえる」を「超える」に改め、同条第五号中「十万六千円」を「十二万九千六百円」に改め、同条第六号イ中「こえる」を「超える」に、「六万三千円」を「七万七千円」に改め、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) (1)に掲げる果実酒以外の果実酒のうち、その第二十二号の千三百

二 第一項に規定する移出価格

又は引取価格が政令で定める金額(第二十二号の五第一項において「果実酒の従量下位税率適用最高限度額」という)を超えるもの(同項において「従量上位税率適用果実酒」という)。

第二十二條第一項第六号ロ中「四万八千円」を「五万八千七百円」に、「こえる」を「超える」に、「四万千円」を「四万九千円」に改め、同項第七号中「九十二万九千六百円」を「百十三万六千九百円」に、「こえる」を「超える」に、「二万九千六百円」を「五十二万五千四百円」に、「四十二万九千円」を「二万三千二百四十円」に改め、同項第八号イ中「こえる」を「超える」に、「四十二万九千六百円」を「五十二万五千四百円」に、「九十二万九千六百円」を「百十三万六千九百円」に、「二万九千六百円」を「百十三万六千九百円」に、「二万九千六百円」を「百十三万六千九百円」に改め、同項第九号中「十五万円」を「十八万三千四百円」に、「こえる」を「超える」に、「一萬円」を「一萬二千二百三十円」に、「四万八千円」を「五万八千七百円」に、「四万千円」を「四万九千円」に改め、同項第十号中「十万六千円」を「十二万九千六百円」に、「七万三千円」を「八万九千二百円」に、「四万円」を「四万八千九百円」に、「こえる」を「超える」に、「四万千円」を「四万九百円」に改め、同条第二項中「五千円」を「六千円」に改め、同条第三項の表清酒の項中「二十八万五千四百円」を「三十四万九千円」に、「十七万四千三百円」を「二十万四千円」に改め、同表果実酒類の項中「六万三千円」を「七万七千円」に、「四万八千円」を「五万八千七百円」に改め、同表ウイスキー類の項中「九十二万九千六百円」を「百十三万六千九百円」に、「四十二万九千六百円」を「五十二万五千四百円」に改め、同表スピリッツ類の項を次のように改める。

スピリッツ類	第一項第 八号イに 掲げる酒 類に該当 するもの	三十七度 十四万八 千円
--------	--------------------------------------	--------------------

第一項第 八号ロに 掲げる酒 類に該当 するもの	三十七度 十八万八 千円
--------------------------------------	--------------------

第二十二條第三項の表リキョール類の項及び雑酒の項中「四万八千円」を「五万八千七百円」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「5,000円」を「6,100円」に改め、同項の次に次の二項を加える。

5 第一項第六号イ(1)に掲げる果実酒以外の果実酒のうち、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十六条の三(再販売価格維持契約)に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められていることその他の事実により酒類の製造場から移出される時において小売価格が明らかにされているものに係る同号イ(2)に規定する移出価格は、同号イ(2)の規定にかかわらず、当該小売価格から当該果実酒を販売する者(当該果実酒の酒類製造者を除く)の当該販売に係る通常の利潤及び費用並びに当該酒類製造者が当該果実酒の販売につき通常支払う運送費に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該果実酒の容器及び包装(当該果実酒とともに消費者に入手されるべきものに限る)の費用が政令で定める金額を超える場合において、当該容器及び包装の費用のうち一定金額の控除につき当該果実酒の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該承認を受けた金額を加えた金額)と当該果実酒について果実酒の従量下位税率により算出した金額との合計額を控除した金額とすることができる。

6 第二十二條の四第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條第五項」と、「第二十二條の二第一項の表の上欄に掲げる酒類の種類及び級別等の区分ごとに、その旨」とあるのは「その旨」と、同条第三項中「酒税の課税標準は、

第一項」とあるのは「第二十二條の二第一項に規定する移出価格は、第二十二條第五項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十二條第五項」と読み替えるものとする。
第二十二條の二第一項中「第二十二條の五第二項」を「第二十二條の五第三項」に、「こえる」を「超える」に改める。
第二十二條の五第三項中「第二十二條の二及び前二項」を「第二十二條、第二十二條の二及び前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「こえ」を「超え」に、「こえる」を「超え」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「次項」を「以下この項及び次項」に、「こえ」を「超え」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
従量上位税率適用果実酒のうち、販売価格(第二十二條第五項の規定の適用を受けるものについては、同項に規定する小売価格から政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額。以下この項において同じ)が果実酒の従量下位税率適用最高限度額に当該果実酒について果実酒の従量下位税率により算出した金額を加えた金額を超え、果実酒の従量下位税率適用最高限度額に当該果実酒について第二十二條第一項第六号イ(2)に規定する税率(当該果実酒が同条第二項の規定に該当する場合には、同項に規定する税率)により算出した金額を加えた金額以下である場合における当該果実酒に係る同条第一項又は第二項の規定による酒税の税額は、これらの規定にかかわらず、当該果実酒の販売価格から果実酒の従量下位税率適用最高限度額を控除した金額とする。
第二十八條第二項中「当該酒類の移出に関する明細書並びに」を削り、「を証する」を「」について明細を記載した」に、「添附」を「添付」に改める。
第二十九條第二項中「当該酒類の移出に関する明細書及び」を削り、「を証する」を「」について明細を記載した」に改める。

第三十條第八項中「第三項又は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「もどし入れたとき」の下に「又はその相続人の他の酒類の製造場に移入したとき(酒類販売業者から返品された酒類を移入したときその他政令で定める場合に限る。)」を、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前四項」を「第一項又は第三項から第五項まで」に、「添附」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「さらに」を「更に」に、「行なわれ」を「行われ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「以下次項」を「第三項」に、「又は次項」を「又は第三項」に、「行なわれ」を「行われ」に、「以下第四項」を「第五項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 酒類製造業者がその製造場から移出した酒類をその者の他の酒類の製造場に移入した場合(酒類販売業者から返品された酒類を移入した場合)その他政令で定める場合に限り、前項の規定により控除を受けるべき場合を除く)には、当該移入した製造場を当該酒類の移出に係る製造場と、当該移入をもどし入れと、それぞれみなして、同項の規定を適用する。

第三十條の二第三項中「若しくは第四項」を「若しくは第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第二項又は第四項」を「第三項又は第五項」に改める。

第三十條の六第一項中「一月以内」の下に「酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当する酒税を一月以内に納付することが著しく困難であると認められる場合にあつては、二月以内。次項において同じ。」を加える。

3 税務署長が、政令で定めるところにより、酒

税の取締りに必要がないと認めて指定した製造場において製成された酒類又は生じた清酒が、合成清酒が若しくはみりんが若しくは酒類は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による検定は行わない。

第四十二条中「検定前においては、を」検定を受けるべきに改め、「みりんが若しくは酒類」の下に「については、当該検定前にこれら」を加える。

第四十四条第二項中「但し、左に」を「ただし、次に」に、「第八条第一号、第三号又は第四号」を「第八条各号」に改め、同条第五項を削る。

第四十五条中「もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改める。

第四十六条中「第八条第五号」を「第十八条第一項第三号」に改め、「以下次条及び」を削る。

第四十七条第一項中「もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改める。

第五十条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同条を同条第二号とする。

第五十五条第一項中「左の」を「次の」に、「第三十条第三項又は第四項」を「第三十条第四項又は第五項」に改める。

第五十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「同項第三号、第四号若しくは第七号」を「同項第二号、第三号及び第六号」に改め、「こうじ」を削り、同条第三項中「第一項第六号」を「第一項第五号」に改める。

第五十八条第一項中「左の」を「次の」に改め、第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第五十九条第一項中「左の」を「次の」に、「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改める。

第六十条中「左の」を「次の」に改め、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「第十八条第一項、第二項又は第四項」を「第十八条第二項、第三項又は

第五項」に改め、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十八条第一項又は第三項の規定による申告をしないでこうじを製造した者

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

（一般的経過措置）
第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に課した又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

（こうじの製造申告等に係る経過措置）
第三条 この法律の施行の際現に改正前の酒税法（以下「旧法」という。）第八条の規定によりこうじの製造免許を受けている者は、施行日に改正後の酒税法（以下「新法」という。）第十八条第一項の規定による申告をした者とみなす。

2 施行日前にこうじの製造者につき相続があった場合における当該相続によりこうじの製造業を承継した相続人に対する新法第十九条第四項の規定の適用については、同項中「当該相続があった日」とあるのは「酒税法の一部を改正する法律（昭和廿二年法律第 号）の施行の日」と、「当該相続が開始した日」とあるのは「同日」とする。

（未納税引出等に係る経過措置）
第四条 新法第二十八条及び第二十九条の規定は、施行日以後に酒類の製造場から移出される酒類について適用する。

2 次に掲げる酒類のうち、施行日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が施行日以後に到来するものに限る。）について、当該各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

第五條 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて施行日前に保税地域から引き取られた前条第二項各号に掲げる酒類について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

免除の規定
酒税法第二十八条の二
第一項
輸入品に対する内國消費税の徴収等に関する法律（昭和三十一年法律第三十七号）
第十一項

追徴の規定
同法第二十八条の二
第六項
同法第二十一条第三項
同法第十二条第三項

輸入品に対する内國消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項
同法第十三条第三項において準用する四年法律第五十四号（第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基き日本及び区域並びに日本及び区域並びに日本陸軍の地位に関する協定の地位に關する協定の臨時特例に關する法律（昭和二十七年法律百二十二号）第七條（日本国

出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

一 清酒一級ビール及び雑酒
二 前号に掲げる酒類以外の酒類（当該酒類について新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。）

（未納税引出等に係る経過措置）
第五條 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて施行日前に保税地域から引き取られた前条第二項各号に掲げる酒類について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

免除の規定
酒税法第二十八条の二
第一項
輸入品に対する内國消費税の徴収等に関する法律（昭和三十一年法律第三十七号）
第十一項

追徴の規定
同法第二十八条の二
第六項
同法第二十一条第三項
同法第十二条第三項

輸入品に対する内國消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項
同法第十三条第三項において準用する四年法律第五十四号（第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基き日本及び区域並びに日本陸軍の地位に関する協定の地位に關する協定の臨時特例に關する法律（昭和二十七年法律百二十二号）第七條（日本国

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基き日本及び区域並びに日本陸軍の地位に関する協定の地位に關する協定の臨時特例に關する法律（昭和二十七年法律百二十二号）第七條（日本国

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基き日本及び区域並びに日本陸軍の地位に関する協定の地位に關する協定の臨時特例に關する法律（昭和二十七年法律百二十二号）第七條（日本国

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基き日本及び区域並びに日本陸軍の地位に関する協定の地位に關する協定の臨時特例に關する法律（昭和二十七年法律百二十二号）第七條（日本国

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基き日本及び区域並びに日本陸軍の地位に関する協定の地位に關する協定の臨時特例に關する法律（昭和二十七年法律百二十二号）第七條（日本国

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基き日本及び区域並びに日本陸軍の地位に関する協定の地位に關する協定の臨時特例に關する法律（昭和二十七年法律百二十二号）第七條（日本国

に於ける國際連合の軍隊の地位に關する協定の臨時特例に關する法律（昭和二十九年法律百四十九号）第四條において準用する場合を含む。）

（みなしもどし入れに係る経過措置）
第六條 新法第三十条第二項及び第七項の規定は、施行日以後にこれら規定に規定する移入がされた酒類について適用する。

（納期限の延長に係る経過措置）
第七條 新法第三十条の六の規定は、施行日以後に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒類に係る酒税について適用する。

（手持品課税）
第八條 施行日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において附則第四条第二項各号に掲げる酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合においては、その数量（二以上の場所所持する場合においては、その合計数量）が千三百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれを施行日に酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造又は保税地域以外の場所が沖繩県の区域内の場所であり、かつ、同項の附則第四条第二項各号に掲げる酒類が沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律百二十九号）第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した金額と旧法の税率により算出した金額との差額に相当する金額をその税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、施

する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律第四條において準用する場合を含む。）

する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律第四條において準用する場合を含む。）

する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律第四條において準用する場合を含む。）

する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律第四條において準用する場合を含む。）

する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律第四條において準用する場合を含む。）

行日の属する月の翌月の一日から五月内の各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した申告書を、施行日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該酒類のもどし入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額は、新法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額(第二号に該当する場合は、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額)にあわせて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場にもどし入れられた場合(当該酒類で酒類販売業者から返品されたものがその者の他の酒類の製造場に移入された場合その他政令で定める場合を含む)同項の規定の適用がないものとした場合における当該酒類の酒類製造者
二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類

をその移入した製造場から更に移出した場合
当該酒類製造者
(罰則に係る経過措置)

第九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関稅定率法の一部改正)
第十條 關稅定率法の一部を次のように改正する。

別表の付表簡易税率表第一号税率の欄中「一、二〇〇円」を「一、三五〇円」に、「一六六円」を「一三九円」に改める。

(關稅暫定措置法の一部改正)
第十一條 關稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第五暫定簡易税率表税率の欄中「一、一〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「一四四円」を「一三七円」に改める。

(災害被害者に対する租稅の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)
第十二條 災害被害者に対する租稅の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「第三十條第一項若しくは第四項」を「第三十條第一項若しくは第五項」に改める。

理由

昭和五十年年度の税制改正の一環として、最近における酒税負担の状況等にかえりみ、清酒特級及び一級、ビール、果実酒類の一部、ウイスキー類特級及び一級、スピリッツ類、リキュール類並びに雑酒に対する従量税率を引き上げるとともに、酒税の納期限の延長、もどし入れ控除の適用範囲の拡大等所要の整備合理化を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十年十月八日印刷

昭和五十年十月九日発行

製造たばこ定額法の一部を改正する法律案
製造たばこ定額法(昭和四十年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項の表紙巻たばこの項中「六五円」を「八五円」に、「四〇円」を「六〇円」に、「三〇円」を「四〇円」に改め、同表刻みたばこの項中「二〇円」を「三〇円」に改め、同表パイプたばこの項中「八〇円」を「一〇〇円」に、「四〇円」を「六〇円」に改め、同表葉巻たばこの項中「二四〇円」を「三六〇円」に、「六五円」を「一〇〇円」に改め、同表第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

たばこ消費に対する税負担の適正化及び財政収入の確保を図るため、製造たばこの小売定額の等級別最高価格を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局